

第 3 章

平成25年度事業実績

平成25年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	小項目	事業名
I 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進			
		(1)	復興へ向けた心身の健康管理対策の推進（健康増進課）
			① 被災者健康支援事業 ② 県南地域避難者健康支援連絡会議
		(2)	飲用水及び食品等の安全性の確保（衛生推進課）
			① 飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査 ② 食品中の放射性物質対策事業
II 全国に誇れる健康長寿の県づくり			
		(1)	心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進
	ア		健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進（健康増進課）
			① 健康増進事業 ② 県南の地域・職域連携推進事業
	イ		薬物乱用の防止（医療薬事チーム）
			① 薬物乱用防止事業 ② 指導取締事業
	ウ		こころの健康づくり（障がい者支援チーム）
			① ひきこもり・心の健康相談事業 ② ひきこもり家族教室
	エ		自殺対策（障がい者支援チーム）
			① 自殺対策関連事業
		(2)	生活習慣病を予防するための環境づくりの推進
	ア-1		喫煙対策の推進（健康増進課）
			① 喫煙による健康被害等の情報提供、普及啓発 ② 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査 ③ 子どもの受動喫煙防止サポータースキルアップ研修会
	ア-2		歯科保健対策の推進（健康増進課）
			① 市町村歯科保健強化推進事業 ② ヘル歯ケア推進事業 ③ 地域歯科保健活動推進事業 ④ 幼児う蝕予防対策推進事業
	イ		保健医療福祉における研修の推進（総務企画課）
			① 地域保健福祉活動推進研修
		(3)	健全な食生活を育むための食育の推進（健康増進課）
			① 食環境整備事業 ② 食育推進事業 ③ 特定給食施設管理事業 ④ 健康づくり・栄養改善対策 ⑤ 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業 ⑥ 地区組織育成支援事業
		(4)	感染症対策の推進（感染症予防チーム）
	ア		感染症対策の推進
			① 平常時対策 ② 感染症患者発生時対策 ③ 感染症発生動向調査 ④ エイズ等予防対策 ⑤ 肝炎治療特別促進事業 ⑥ 予防接種普及事業

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ	結核対策の推進 ① 結核健康診断 ② 結核医療事業 ③ 結核患者管理事業 ④ 結核対策特別促進事業
Ⅲ 地域医療の再生			
		(1)	(1) 医師、看護師等の確保と資質の向上（総務企画課）
		ア	地域医療体験研修事業
		イ	保健医療福祉の人材確保 ① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導
		(2)	(2) 安全・安心な医療サービスの確保
		ア	地域医療体制の整備（医事薬事チーム） ① 医療安全対策 ② 医療機関監視指導事業 ③ 医療法等に基づく許認可事務
		イ	救急医療体制の整備（医事薬事チーム） ① 初期救急医療体制の整備 ② 第二次救急医療体制の整備 ③ 県南地域救急医療対策協議会
		ウ	難病対策の推進（健康増進課） ① 特定疾患治療研究事業 ② 難病在宅療養者支援体制整備事業 ③ 遷延性意識障害者治療研究事業 ④ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ⑤ 原子爆弾被爆者対策事業 ⑥ 石綿による健康被害・救済給付事業
		エ	献血者の確保（医事薬事チーム） ① 献血推進事業 ② 移植医療の推進
		(3)	(3) 医薬品の有効性・安全性の確保（医事薬事チーム）
		ア	医薬分業の適正な推進 ① 医薬分業の推進
		イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保 ① 薬事監視 ② 薬事法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止
Ⅳ 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり			
		(1)	(1) 子育て支援サービスの充実（児童家庭支援チーム）
			① 認可保育所の状況 ② 保育対策等促進事業 ③ 認可外保育施設の状況 ④ 地域保育施設助成事業 ⑤ 子育て支援新制度移行について
		(2)	(2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）
			① 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等 ② 児童福祉（保育関係）行政調査指導 ③ 保育所指導監査、認可外保育施設調査

大項目	中項目	小項目	事業名
			(3) 子育て家庭の経済的支援（児童家庭支援チーム）
			① 児童手当の支給状況 ② 多子世帯保育料軽減事業
			(4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援（児童家庭支援チーム）
	ア		障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実
			① のびゆく子ども支援事業 ② 発達障がい児支援者スキルアップ事業 ③ 医療援護事業 ④ 小児慢性特定疾患治療研究事業
	イ		子どもの権利擁護の推進
			① 要保護児童対策の推進
	ウ		ひとり親家庭の支援
			① 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援
			(5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保（児童家庭支援チーム）
			① 先天性代謝異常等検査事業 ② 新生児聴覚検査支援事業 ③ 特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業 ④ 不妊・不育で悩む人への支援事業
			(6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）
			① 県南地域思春期保健対策推進事業 ② 思春期相談事業
V ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進			
			(1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進（総務企画課、高齢者支援チーム）
			① 県南地域保健医療福祉推進協議会 ② 社会関係及び保健衛生統計調査 ③ 市町村社会福祉協議会指導監査 ④ 高齢者保健福祉計画等の推進
			(2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進 （総務企画課、高齢者支援チーム）
			① ひがししらかわ“健康な絆づくり”交流事業 ② 老人クラブ活動等事業 ③ 民生委員・児童委員の活動支援
			(3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進（高齢者支援チーム）
			① 百歳高齢者知事賀寿事業
			(4) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実（高齢者支援チーム）
			① 地域支援事業 ② 介護保険の認定 ③ 介護保険法事業者指定 ④ 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査 ⑤ 老人福祉施設の運営指導及び監査 ⑥ 介護保険業務技術的助言（地域支援事業を含む）
			(5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援（障がい者支援チーム）
	ア		障がい者の地域生活移行の促進
			① 県南障がい保健福祉圏域計画の推進 ② 社会福祉施設等の施設整備 ③ 県南地域生活移行圏域連絡会の設置 ④ 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修 ⑤ 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会
	イ-1		人権への配慮と医療の確保
			① 精神障がい者の措置入院等 ② 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ-2	在宅福祉サービスの充実
			① 重度障がい者支援事業 ② 特別障害者手当等の支給事業 ③ 自立支援給付費負担金関係事業 ④ 福島県地域生活支援事業費補助金 ⑤ 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金
		イ-3	総合療育体制の推進
			① 障がい児（者）地域療育等支援事業 ② 発達障がいサポートコーチ事業
		(6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援（児童家庭支援チーム、高齢者支援チーム）	
			① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業
		(7) 生活支援の充実（生活保護課）	
			① 生活保護の適正実施
VI 誰もが安全で安心できる生活の確保			
		(1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進（高齢者支援チーム）	
			① おもいやり駐車場利用制度推進事業 ② 「福島県やさしさマーク」交付事業
		(2) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上（環境衛生チーム）	
			① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査事業 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業 ⑤ 衛生講習会の事業 ⑥ 温泉保護対策事業
		(3) 安全な水の安定的な供給（環境衛生チーム）	
			① 水道施設等の整備に関する指導事業 ② 水道施設等の衛生指導事業(放射性物質のモニタリング検査)
		(4) 食品等の安全性の確保（食品衛生チーム）	
			① 食品営業許可施設等の監視指導事業 ② 食品の安全対策事業
		(5) 人と動物の調和ある共生（食品衛生チーム）	
			① 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業 ② 犬による危害防止、適正飼養指導事業 ③ 飼い犬等のしつけ方教室事業 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 動物取扱業者指導事業 ⑥ 東日本大震災被災動物救護活動支援事業
		(6) 健康危機管理体制の強化（医事薬事チーム）	
		ア	災害時医療体制の充実
			① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

I 復興に向けた保健・医療・福祉の推進

I-1) 復興に向けた心身の健康管理対策の推進

1 避難者健康支援事業

心のケアセンターや社会福祉協議会、相談支援専門職チーム等関係機関との連携のもとに、借上げ住宅及び仮設住宅入居者等に対する訪問及び健康相談活動等を実施しました。

(1) 仮設住宅等入居者支援

ア 健康教室等の開催（仮設住宅、借り上げ住宅入居者対象）

開催場所：双葉町仮設住宅、矢吹町仮設住宅、

開催回数：28回（双葉町27回、矢吹町1回）

参加人数：延345人（双葉町338人、矢吹町7人）

内 容：健康教室、集団ミーティング、交流会

従事者：32人（当所職員のみ：保健師28人、歯科衛生士3人、薬剤師1人）

イ 仮設住宅入居者個別相談（訪問、所内面接）

訪問人数：延25人（双葉町仮設訪問のみ）

従事者：延17人（当所及び看護協会看護師）

(2) 借上げ住宅入居者支援

ア 健康教室等へ参加者支援

イ 借り上げ住宅入居者訪問

訪問対象者数：475人（母子6人、浪江416人、飯舘20人、南相馬33人）

訪問日数：66日

訪問人数：延627人

従事者数：延68人（当所及び看護協会看護師）

(3) 親子遊び教室（避難している乳幼児の親子支援）

開催回数：10回

開催場所：県南保健福祉事務所会議室

参加人数：延54人

従事者数：10人（当所職員のみ）

(4) 避難高齢者を入所対応している高齢者保健福祉施設への心のケア

開催回数：2回

対応人数：高齢者2名、職員2名

(5) 被災者支援「白河市名所巡りウォーキングと交流会」の開催

開催回数：1回

参加人数：被災者62名

従事者数：26名（うち当所職員4名）

(6) その他

ア 精神障害者のケース連絡

・所外ケース検討会（病院、役場、社協、家族、本人等）3回

・ケース連絡（電話）延べ7回3 集団支援

2 県南地域避難者健康支援連絡会議

避難者支援にあたる管内関係機関が一体的に支援できるよう、情報共有や課題検討を目的とした会議を開催しました。

(1) 連絡会の開催（心のケアセンター県南方部連絡調整会議と合同開催）

日 時：平成 26 年 2 月 28 日 13:30～15:30

参加人数：27 人（県南管内関係機関 14 人、相双地域市町村 5 人、事務局 8 人）

議 題：
・ふくしま心のケアセンター活動報告及び平成 26 年度の事業計画について
・管内各関係機関の活動状況及び平成 26 年度事業計画について
・相双地域市町村の取組状況、依頼事項について
・課題の検討

(2) 被災市町村との個別連絡会の開催

双葉町：18 回、浪江町：6 回、浪江町・大熊町・富岡町：合同で 1 回

(3) その他

ア 管内市町村、社会福祉協議会との打合せ 3 回

イ 心のケアセンターとの打合せ 6 回

I - 2) 飲用水及び食品等の安全性の確保

1 飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査

放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。

なお、これまでに基準値（10Bq/kg）を超過したものはありません。

実施期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

実施数 36 検体（累計 471 検体）

検査結果 すべて ND（検出限界 1Bq/Kg）

2 食品中の放射性物質対策事業

実施期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

実施数 762 検体

基準値超過数 1 検体（乾しいたけ）

II 全国に誇れる健康長寿の県づくり

II - 1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

II - 1) - ア 健康ふくしま 21 県民健康づくり運動の推進

1 健康増進事業

(1) 市町村健康増進計画策定支援等

(根拠) 健康増進法第 8 条

市町村の健康づくりの基本方針である健康増進計画の策定について、支援しました。

健康増進計画策定状況（平成25年度末現在）策定済み：6市町村

市町村名	第一次計画の期間	第二次計画策定状況
白河市	H16年度～H25年度	策定済（H26年3月）
西郷村	H15年度～H19年度	策定済（H26年3月）
泉崎村	未策定	未定
中島村	未策定	未定
矢吹町	H22年度～H26年度	H26年度策定予定
棚倉町	H18年度～H27年度	※H23年度中間評価実施
矢祭町	H22年度～H26年度	H26年度策定予定
塙町	策定中	策定中
鮫川村	H25年度～H34年度	策定済み（H25年3月）

（2）健康増進事業等技術的助言

（根拠）平成25年度健康増進事業技術的助言実施方針

市町村が実施する健康増進事業（健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の保健事業及びがん検診や肝炎ウィルス検診等）の円滑な実施のため、市町村に対して助言等を行う。（参照資料 表1）

年度	実施市町村名
平成23年度	矢吹町・棚倉町
平成24年度	泉崎村・中島村
平成25年度	白河市・矢祭町

2 県南の地域・職域連携推進事業

（根拠）地域保健法第4条、健康増進法第9条、県南の地域・職域連携推進協議会設置要項

地域保健と職域保健が連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスを提供する体制の整備を図りました。

（1）県南の地域・職域連携推進協議会の開催

日時：平成25年9月11日 13:30～15:30

場所：県南保健福祉事務所 会議室

参加人数：構成機関19名 事務局4名 計23名

議題：①「第二次健康ふくしま21計画」について

②がん検診・特定健診及び生活習慣病の実態について

・労働者の状況（白河労働基準監督署から）

・協会けんぽの状況（全国健康保険協会福島支部から）

・国保の状況（福島県国民保険団体連合会から）

①がん健診・特定健診の実施状況の課題と対応について

②地域・職域連携事業について

（2）連携事業の実施

ア 働きざかりの健康づくり担当者研修会（白河市労働基準監督署と連携）1回

日時：平成25年9月4日（水）13:30～14:30

場所：白河市労働基準監督署 第1会議室

参加者：事業主11名 労働基準監督署2名 事務局1名 計14名

内容：講話「働きざかりの労働者の健康づくり」

講師 関元行氏（白河医師会長）

イ 健康情報の普及啓発

・広報誌「職場の健康ニュースNo.4」の作成・配付 8,000部

・ホームページの更新 等

Ⅱ－１）－イ 薬物乱用の防止

１ 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室への講師派遣、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導による啓発を実施しました。

（１）薬物乱用防止教室（出前講座）による講師派遣

（根拠） 県南保健福祉事務所「出前講座」実施要領

■薬物乱用防止教室講師派遣状況

実施校		受講者数
小学校	6校	283人
中学校	9校	1,654人
高校	3校	589人
その他	4校	228人
計	22校	2,754人

（２）薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

（根拠） 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター所有のスクールキャラバンカーを招聘し、県南地域の小学校を対象に11月5、6、7、8、11、12日の6日間、訪問事業を実施しました。

■訪問事業実施数の推移

年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施数（校）	10	10	12	12	12
受講生徒数（人）	425	380	549	629	412

（３）「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

（根拠） 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師等からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会（白河地区指導員29名・東白川地区指導員26名）、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした街頭啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
実施月日・場所	6月29日（土） 白河市	7月5日（水） 棚倉町

（４）薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

（根拠） 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	平成25年6月10日（月）	平成25年6月5日（水）

イ 研修会の開催

薬物乱用防止指導員を対象に両地区薬物乱用防止指導員協議会と共催で研修会を開催しました。

開催日 平成26年3月4日（火） 白河市立図書館地域交流会議室

内容 「自分をもっと好きになって そして 光かがやいて」

講師 泉崎村立泉崎第一小学校職員

(5) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施（5月15日～7月31日）

（根拠）不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・大麻を抜去しました。

・抜去本数 けし 350本（1件）

大麻 120本（2件）

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施（10月1日～11月30日）

（根拠）麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

（根拠）麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査 32件

■麻薬取扱者数

平成26年3月31日現在

卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	施用施設	合計
3	37	160	15	1	90	306

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

（根拠）覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤等取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

・立入検査 56件

■覚せい剤等取扱者数

平成26年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	※204	205

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局（200）含む

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

（根拠）麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査 58件

■向精神薬取扱者数

平成26年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	※229	230

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局・卸

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

（根拠）麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

・免許申請 106件 ・免許証記載事項変更届 21件

・業務廃止届 18件

イ 麻薬廃棄等届出件数

・麻薬事故届出 4件 ・調剤済麻薬廃棄届 29件

・麻薬廃棄届 14件

- (5) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤取扱指定等事務
 ・覚せい剤原料廃棄届 2件

II-1) -ウ こころの健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関することなど様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に合わせて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数(人)			
		実人数		うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談 *	8	15	16	4	4
その他来所相談	随時	22	51	0	3
所外相談	随時	5	8	0	2
電話相談	随時	68	191	4	13
家庭訪問	随時	19	41	1	1
	計	129	307	9	23

注1) *精神科医による相談

注2) 「相談人数」の「実人数」について、1人の相談者が2種類以上の「相談区分」で相談実績がある場合(ex.その他来所相談&電話相談)、本当の実人数を把握するため一番上の相談区分(ex.その他来所相談)のみに計上しています。

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

ひきこもりに悩む家族に集まる場を提供し、家族同士で話し合い、学び合うことで家族の心理的な安定を図り、ひきこもりへの対応能力を高めることを目的にひきこもり家族教室を実施しました。

開催日時・場所	主な内容	講師	参加者数	
			実	延
平成26年 2月20日(木) 13:30~16:00 県南保健福祉 事務所	・講話「ひきこもりの理解 と家族の心構え」 ・家族交流会	NPO法人ビーンズふくしま 理事長 若月ちよ氏 精神保健福祉士 千葉桂子氏 県南若者サポートステーション スタッフ	6	6
平成26年 3月4日(火) 13:30~16:00 県南保健福祉 事務所	・講話「ひきこもりの体験 者からのメッセージ」 ・家族交流会	NPO法人ビーンズふくしま 理事長 若月ちよ氏 ひきこもり体験者 県南若者サポートステーション スタッフ	2	5
合計			8	11

※対象者：青年期を中心とした「ひきこもり」の状態にある者の家族等で、
 県南保健所が主催する「心の健康相談」等の相談を受けた者。

Ⅱ-1) -エ 自殺対策

1 自殺対策関連事業

(根拠) 福島県自殺対策推進行動計画

自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、自殺予防に関する普及啓発の推進、地域の人材育成、市町村の自殺対策への支援等を実施しました。

(1) 自殺予防セミナー（心の健康セミナー）の開催

自殺に至る要因の認識とその事前対処方法や普及を啓発するため、自殺予防セミナーを開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者
平成25年 11月29日(金) 14:30~16:30 白河市立図書館	講演「うつ病とアルコールと自殺の関係 ～うつ病とアルコール依存症を正しく知 りましょう～」 講師 東北会病院 院長 石川 達 氏	一般住民、 自殺予防関 係者、精神 保健福祉関 係者	51人

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、平成25年度までの特別対策として、自殺者数の減少を図るため、追い込まれた人に対する相談体制の整備や人材育成等により、地域における自殺対策の強化を推進しました。

ア 普及啓発事業

一般住民に対して、自殺やその要因の一つとしてあげられているうつ病に関する正しい知識や各種相談窓口の普及を実施するため、自殺予防街頭キャンペーンを実施しました。

開催日時	場 所	主な内容	資料等配布数	備 考
平成25年 9月3日(火) 16:00~17:00	メガステージ矢吹	啓発資料の 配布、呼びか け、	500部	矢吹町が協力
平成26年 3月6日(木) 15:30~16:30	リオンドール棚倉店、ヨー クベニマル棚倉店、エコス 棚倉店	のぼり旗設 置	300部	棚倉町と共催

イ 市町村人材育成事業

自殺の徴候を発見し、自殺を予防する人材を育成するため、自殺予防に関わる地域の関係者に対して、研修会を開催しました。

開催日時・場所	主 な 内 容	対象者	参加者
平成26年 2月25日（火） 13:30～16:00 白河市立図書館	講演Ⅰ「自殺対策～ゲートキーパーの役割と心構え」 講師 ふくしま心のケアセンター 精神保健福祉士 吉田麻里香 氏 講演Ⅱ「うつ病・自傷行為・ひきこもりの理解と対応方法」 講師 コスモス通り心身医療クリニック 院長 圓口博史 氏	市町村職員、民生児童委員、保健推進員等	111人

ウ 市町村自殺対策緊急強化支援事業

（根拠）福島県自殺対策緊急強化基金事業補助金交付要綱

地域における自殺対策を緊急に強化するため必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援するため、補助金を交付しました。

- ・補助金交付市町村数 8市町村
- ・補助金交付額 4,061,220円

エ 家族のためのうつ病教室

うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病の基礎知識や対応方法の基本などの必要な情報を伝えるとともに、自身の健康に目を向ける機会や家族同士の気持ちを分かち合う場を提供することにより、家族の支える力を高めることを目的として、家族のためのうつ病教室を開催しました。

開催日時・場所	主な内容	参加者数	
		実	延
平成26年 2月28日（金） 13:30～16:00 県南保健福祉事務所	・講話「うつ病の基礎知識～うつ病への対処と自殺予防～」 講師 県立矢吹病院 院長 横山 昇 氏 ・家族交流会	7	7
平成26年 3月14日（金） 13:30～16:00 県南保健福祉事務所	・講話「家族の関わり方のポイント～相手を支えること、自分を支えること～」 講師 福島県立医科大学医学部精神医学講座 臨床心理士 松本貴智 氏 ・家族交流会	2	6
合計		9	13

（3）市町村自殺対策担当者会議

管内市町村の自殺対策の推進を図るため、自殺対策に関する情報提供、県・市町村の情報交換等を実施しました。

ア 日 時 平成25年12月18日（水） 13:30～15:30

イ 場 所 県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参集者 管内市町村自殺対策担当者

エ 内 容 ①福島県の自殺対策の推進について

障がい福祉課 主任主査 菅野 孝 氏

②自殺者の現状と効果的な自殺対策の進め方について

精神保健福祉センター 主任保健技師 遠藤壽子 氏

③平成 24 年度自殺対策事業実施結果及び平成 25 年度実施計画と進捗状況について

Ⅱ－２） 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

Ⅱ－２）－ア－１ 喫煙対策の推進

(根拠) 健康増進法第 25 条

「第二次健康ふくしま 21 計画」の推進項目である喫煙対策について、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。

1 喫煙による健康被害等の情報提供、普及啓発

- ① 喫煙対策に関する相談・情報提供 8 件
- ② 受動喫煙関係の媒体の貸し出し、パンフ等の提供 6 件
- ③ 世界禁煙デー・禁煙週間における啓発活動
 - ・ホームページや館内放送での情報提供
 - ・公共施設及び保育所・幼稚園等に禁煙週間ポスターの配布
- ④ 禁煙支援医療機関の情報提供（ホームページの更新）

2 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査

管内市町村における喫煙対策の推進やその支援を図るため、公共施設における分煙化実態調査を実施しました。(参照資料編 表 2)

3 子どもの受動喫煙防止サポータースキルアップ研修会

子どもの受動喫煙防止を推進するため、平成 23～24 年度にサポーター育成講習会を実施し、計 38 名のサポーターを認定しました。認定したサポーターが、受動喫煙防止に関する知識を再確認し、自主的な活動が展開できるようスキルアップを目的に研修会を開催しました。

日時 平成26年 1月21日(火) 13:30～15:30

参加者 子どもの受動喫煙防止サポーター認定者11名

内容 ①講話「たばこの害と健康」

講師 県南保健福祉事務所所長 加藤清司

②情報交換「子どもの受動喫煙防止に向けての取り組みについて」

③喫煙対策に向けた情報提供及び普及啓発用資材の配布等

Ⅱ－２）－ア－２ 歯科保健対策の推進

1 市町村歯科保健強化推進事業

(根拠) 市町村歯科保健強化推進事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会を開催し、歯科保健支援体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システムの運用

例年、市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しています。(参照資料編 表 3)

(2) 市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会

管内市町村の歯科保健事業の強化を図るために、研修会と検討会を開催しました。

開催日・場所	内 容	参加者
【研修会】 平成25年11月11日 県南保健福祉事務所	講演：「母子歯科保健の評価方法について」 講師：栃木県立衛生福祉大学学校副校長兼 歯科技術学部長 青山 旬（歯科医師）氏 情報提供：フッ化物塗布事業の評価について等	30人 市町村歯科保健 担当者、 歯科衛生士等
【検討会】 平成26年1月31日 県南保健福祉事務所	報告：「白河市における母子歯科保健事業の取 り組みについて」 報告者：白河市歯科保健担当 高橋 香美氏 情報提供：管内の歯科保健の現状について、 歯科保健指導の進め方について等	13人 市町村歯科保健 担当者、 歯科医師、 歯科衛生士等

2 ヘル歯一ケア推進事業

(根拠) ヘル歯一ケア推進事業実施要領

生涯を通した歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行いました。

○施設入所者・通所者等

施設等	回数	実人数	延人数
鮫川たんぼぼの家	3回	31人	31人
福島県かえで荘	4回	46人	56人
計	7回	77人	87人

○在宅療養者

対象種別	実人数	延人数
難病患者	1人	1人
援護者	1人	1人
所内相談	3人	3人
計	5人	5人

3 地域歯科保健活動推進事業

(根拠) 地域歯科保健活動推進事業実施要綱

地域保健対策における歯科口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進させることを目的に実施しました。

(1) 地域における歯科保健事業に関する企画、調整、指導の実施 (計4件)

(2) 歯科保健事業に関する情報の収集、調査の実施 (計4回)

(3) 市町村、地域住民への技術的支援 (計5回)

(4) 歯科保健対策の推進に必要と認められる事項

ア 歯科保健の普及啓発に関すること (歯と口の健康週間、出前講座等)

イ 歯科保健に関する相談、情報提供等 (計17件)

ウ 被災者健康支援に関すること

(ア) 災害時歯科口腔保健活動支援マニュアル(仮称)作成検討会への参加 (計1回)

(イ) 双葉町郭内仮設におけるサロン活動支援 (計6回)

(5) 歯科保健に関する会議、研修会への参加 (計5回)

4 幼児う蝕予防対策推進事業

(根拠) 福島県幼児う蝕予防対策推進事業実施要綱

県南地域は幼児う蝕有病率が高いことから、母子保健法に基づく市町村で実施する1才6ヶ月児健診後のう蝕ハイリスク児等を支援することにより、幼児う蝕有病率状況の改善を図ります。

○事業対象市町村 棚倉町

(1) 幼児う蝕予防対策検討会の開催 (計1回)

開催日：平成25年12月17日(火)

参加者：歯科医師、歯科衛生士、町担当者 11人

内 容：・棚倉町における幼児う蝕の現状について

・福島県幼児う蝕予防対策推進事業について

・棚倉町における歯科健康診査体制について

(2) 幼児う蝕予防対策フォローアップ事業（幼児歯科健診）の実施（計1回）

開催日：平成26年2月6日（木）

参加者：平成25年度（4～12月）1歳6ヶ月児健診を受診し、且つフォローアップ事業への参加を希望した児23名及びその保護者

内 容：・栄養・食生活指導
・フッ化物を活用したブラッシング指導
・歯科健康診査

Ⅱ－2) ーイ 保健医療福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

(1) 研修名 「認知症対策研修会」

開催日 平成25年7月29日

内 容 報告「地域包括ケアシステム構築に向けて」
～認知症対策からの実践報告～

報告者 鮫川村福祉係職員、鮫川村地域包括支援センター職員

DVD上映「認知症高齢者の徘徊行方不明ゼロ作戦の構築」

講話「地域社会資源連携・支援体制づくりと行政の役割」

講師 いわき市 大谷 奈美主任主査兼介護予防係長

説明「認知症ケアパス作成のための報告書概要等」

説明者 県南保健福祉事務所高齢者支援チーム職員

グループワーク 「地域特性を活かした認知症支援体制づくりの検討」

参加数 25名（市町村職員、地域包括支援センター職員等）

(2) 研修名 「つつが虫病研修」

開催日 平成25年10月11日

内 容 報告「福島県衛生研究所におけるつつが虫病の検査体制について」

報告者 福島県衛生研究所 職員

講演1 「つつが虫病を理解する

～県南地域での早期発見・早期診断の実現をめざして～」

講師 国立感染症研究所 安藤秀二氏

講演2 「徳島県で発生した重症熱性血小板減少症候群の概要について」

講師 馬原アカリ医学研究所 藤田博己氏

参加数 38名（医師、看護師等）

Ⅱ－3) 健全な食生活を育むための食育の推進

1 食環境整備事業

(根拠) 「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図っています。

(1) 「うつくしま健康応援店」の登録について

①新規申請店への指導（回数、店舗数、指導人数）

2回 3店舗 2名

②募集のための啓発（回数、店舗数、指導人数）

- ア 訪問による勧誘 1回 3店舗 2名
 - イ チラシによる勧誘 7回 67店舗 95名
- (飲食店継続講習会にて配布)

(2) 健康づくり講座

既登録店と新規店舗に対し、登録店の従業員の健康管理のため健康や栄養に関して情報提供をいたしました。

- ・訪問（各店舗）による指導（回数、店舗数、指導人数）
2回 4店舗 3名

〈応援店登録状況〉

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規登録	8	9	3	0
年度末登録	73	81	84	84
廃止		1		

2 食育推進事業

生涯にわたって健全な食生活を実践し、食を通して心豊かに生活できる社会を目指すため、「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」に基づいた食育を推進しています。

(1) 未来（ゆめ）づくり食育推進事業

①未来（ゆめ）づくり食育推進研修会

日時：平成25年8月7日（水） 13:30～16:10

場所：県南保健福祉事務所会議室

内容：情報提供・管内の食育推進状況報告、活動報告、グループワーク

参加者：幼稚園・保育所職員、市町村栄養担当者 43名

②栄養業務担当者会議

日時：平成25年8月26日（月）13:30～16:30

場所：県南保健福祉事務所会議室

内容：市町村の食育推進や、食育に関する新規事業の説明、未来（ゆめ）づくり食育推進事業の改定内容の説明、第二次健康ふくしま21計画について、協議・意見交換等を行いました。

参加者：6市町村：白河市、西郷村、矢祭町、塙町、鮫川村

(2) 市町村栄養・食生活支援事業

①平成25年度市町村栄養・食生活支援事業実施状況調査

管内行政栄養士未配置の4町村（泉崎村、矢祭町、中島村、矢吹町）に対し、書面及び訪問により栄養・食生活実施状況について調査を行いました。

訪問調査日	実施町村名
平成26年1月28日（火）	泉崎村
平成26年2月7日（金）	矢祭町
平成26年2月12日（水）	中島村
平成26年2月26日（水）	矢吹町

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

■ 特定給食施設数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定給食施設	71	73	76	75
小規模特定給食施設	39	39	42	42
計	110	112	118	117

(1) 特定給食施設等に対する指導

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営等に関する情報提供を目的に、給食施設設置や管理者、給食従事者へ指導を行いました。

特定給食施設講習会	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数	4	4	4	3
参加延人数	202	183	191	121
参加延施設数	157	158	173	99

巡回指導	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	110	108	118	117

届出事務	28件	新規開設3	届出事項変更23	廃止2
個別相談	26件	延26施設		

4 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの個別指導・集団指導を行いました。

個別指導	9回	延 5人
集団指導	2回	延 1343人

(2) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導を行いました。

個別指導	7回	延 7人
集団指導	1回	延 5人

(3) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項目	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
管理栄養士申請書等進達事務	6件	10件	11件	9件
栄養士申請書等進達事務	14件	19件	27件	6件
管理栄養士国家試験等の事務指導	17件	4件	10件	13件
窓口相談等	20件	4件	15件	16件

5 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び広告、その他の表示について指導を行いました。

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
栄養表示等相談および指導	15件	12件	12件	10件

6 地区組織育成支援事業

地域ボランティアの積極的な活動を推進するため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び活動を支援しました。

- ・ 県南地区食生活改善推進員連絡協議会

加入市町村： 白河市・棚倉町・矢祭町・鮫川村

推進員数： 143人（H25年度末）

- ・ 支援状況

個別相談	24回・	24人
集団指導	1回・	60人

II-4) 感染症対策の推進

II-4) -ア 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 新型インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ）対策研修会

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

- ・ 開催日：平成25年5月7日、5月10日
- ・ 場所：県南保健福祉事務所 会議室
- ・ 出席者数：県南保健福祉事務所職員 43人
- ・ 内容：標準予防策について
個人防護具着脱訓練 他

(2) 県南地域感染制御ネットワーク支援事業

県南地域の社会福祉施設（高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等）、医療機関及び教育委員会を対象に感染症に関する情報を定期的に提供した。また、各施設毎の課題等の情報交換を行い、施設毎に感染症発症時の対策が図れるよう支援するとともに研修会を通して、各施設の職員の感染症予防対策のさらなる向上を図りました。

ア 県南地域感染症情報共有システムの構築

平成22年6月より毎月1回程度（情報提供が必要な事態が発生した場合は随時）感染症情報を対象施設に電子メール及びファックスにより送信しました。

（204か所）

平成25年度は、定期号10回と臨時号12回の、計22回発信しました。

イ 県南地域感染制御ネットワーク支援研修会の開催

開催時期：平成25年7月30日、8月2日、8月6日（3回）

高齢者、児童福祉、障がい者及び生活保護法に基づく施設の区分ごと各1回

開催場所：県南保健福祉事務所 会議室

研修内容：社会福祉施設等における感染症対策について

講師：県南保健福祉事務所職員

参加者数：74人

（高齢者施設：25、児童福祉施設：24、障がい者及び生活保護法に基づく施設：25）

(3) つつが虫病の予防啓発事業

住民に対し、関係機関との連携により、つつが虫病についての正しい知識の普及啓発を行いました。

- ・健康教育の実施

内 容	対 象	実施回数	参加者数
つつが虫病の予防と対応	地区住民	15回	274人
つつが虫病研修会	医療機関医師等	1回	38人

- ・市町村及び関係機関広報誌掲載による普及啓発の推進 年1回
- ・市町村窓口でのパンフレット配布による普及啓発の推進 通年

(4) 感染症の予防啓発事業

社会福祉施設等関係機関に対し、感染症予防対策や感染症発生時の対応等について、正しい知識の普及を行いました。

- ・8回 参加者278人

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づく調査が必要な感染症が発生した際に積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表4)

平成25年度内訳

結核 26件、腸管出血性大腸菌 5件、つつが虫病 9件、
アメーバ赤痢 1件、感染性胃腸炎 1件、風しん 2件、Q熱 1件、
インフルエンザ(集団感染) 8件、その他 1件

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施件数	55件	101件	68件	54件

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者への確に提供・公開しました。

■全数把握報告数

単位：件

年度	1類	2類	3類	4類	5類	新型インフルエンザ等
21	0	15	3	38	6	14
22	0	11	0	29	2	0
23	0	24	0	17	1	0
24	0	20	6	13	2	0
25	0	34	2	7	3	0

平成25年内訳

2類 結核 34件
3類 腸管出血性大腸菌 2件
4類 つつが虫病 7件
5類 アメーバ赤痢 1件
風しん 2件

(2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生动向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

■ 定点把握疾患別報告数（平成25年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	1322	476	286	32	30	0	0	0	0	0	11	115	2272
RSウイルス感染症	20	5	10	6	4	5	8	12	19	30	27	37	183
咽頭結膜熱	0	0	3	0	5	5	1	2	1	0	1	1	19
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	53	69	45	25	28	19	12	6	11	11	17	32	328
感染性胃腸炎	91	79	92	86	101	51	29	16	27	58	75	141	846
水痘	54	32	27	22	19	18	18	12	9	15	9	30	265
手足口病	8	3	3	0	1	1	35	138	33	25	29	0	276
伝染性紅斑	4	1	0	2	2	2	1	0	1	1	0	0	14
突発性発しん	7	5	5	12	5	11	13	13	8	9	7	5	100
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	3	37	106	28	5	0	2	181
流行性耳下腺炎	2	1	8	11	10	21	37	41	21	28	33	32	245
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
流行性角結膜炎	21	4	1	7	25	18	7	4	0	3	1	13	104
*細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	8	7	6	5	6	4	1	5	4	8	1	1	56
*クラミジア肺炎	2	0	1	1	4	1	0	1	0	0	0	0	10
性器クラミジア感染症	3	0	3	2	2	4	1	4	5	5	2	4	35
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	1	8	5	8	4	2	2	0	0	1	31
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	5	0	0	3	6	2	3	4	9	6	4	2	44
薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2

* 髄膜炎菌性髄膜炎は、除く。* オウム病は除く。

4 エイズ等予防対策

(根拠) 福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

(1) エイズ等相談・HIV抗体・肝炎ウイルス検査事業

HIV抗体検査については夜間検査も月2回実施しています。

■相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ()は夜間検査			HCV・H Bs相談	HCV 検査	HBs 抗原 検査
	男	女	計	男	女	計			
21	81	45	126	18	11	29(8)	47	21	21
22	49	28	77	9	9	18(3)	15	3	3
23	32	26	58	7	5	12(8)	20	0	0
24	58	21	79	10	9	19(9)	117	1	1
25	52	21	73	10	4	14(2)	190	1	1

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

■エイズ等予防出前講座の実施状況

単位：回又は人

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	1	178	1	186
高等学校	1	120	1	120	0	0	1	104
その他	2	55	2	66	2	54	1	19
計	3	175	3	186	3	232	3	309

イ 世界エイズデー関連事業

県立高校等に対し学校を通じて全校生徒・学生へ啓発資材を配付し、エイズに関する正しい知識、レットリボンの意味、検査の受け方に関する啓発を行いました。また、住民等への啓発も行いました。

啓発資材配付数	県立高校（3校）	576個
	看護学校（2校）	143個
	短期大学（1校）	92個
リーフレット配布数	管内住民	1,811部

5 肝炎治療特別促進事業

(根拠) 福島県肝炎治療特別促進事業実施要領

B型及びC型肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者並びにB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図りました。

- ・対象医療：B型・C型肝炎ウイルス除去を目的とするインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。(医療費助成)

B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。(医療費助成)

- ・助成期間：同一患者について1年間。
(延長規定、2回目の制度利用規定有り、アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り)

肝炎治療特別促進事業受給者証発給状況

- ・申請件数：73件
 - インターフェロン治療 34件
 - 核酸アナログ製剤治療 39件
- ・受給者証発給数：73件

・不承認数： 0件

6 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1) ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の第1期の予防接種は、生後3月～90月に到るまでの間にある者を対象として、20日～56日までの間隔において3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以上の間隔において1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳～12歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表5)

(2) 麻しん・風しんの予防接種実施状況

麻しん・風しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月に到るまでの間にある者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。(参照資料編 表6)

(3) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月に到るまでの間にある者を対象として、6日～28日までの間隔において2回(初回接種)、追加接種は、初回接種(2回)終了後、おおむね1年において1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

なお、平成17年5月より、日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えておりましたが、平成21年2月乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが薬事承認され、6月に定期接種の第1期に使用できるワクチンとして位置付けられたことから、第1期の積極的な勧奨が再開されています。

平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成25年度に7・8歳になる者で1期初回接種未完了の者、9・10歳になる者で1期追加接種未完了の者、18歳になる者で2期接種未完了の者について積極的な勧奨を行います。

(参照資料編 表7)

(4) 結核の予防接種実施状況

結核の予防接種は、生後1年に到るまでの間にある者を対象として1回、BCG接種を行います。(参照資料編 表8)

(5) Hib感染症の予防接種実施状況

Hib感染症の予防接種は、生後2月～60月に到るまでの間にある者を対象として、27日～56日までの間隔において3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)終了後7月～13月において1回接種します。

なお、初回接種開始が生後7月に到った日の翌日以降となった場合、開始時期によって接種回数が変わることとなりますので注意が必要です。(参照資料編 表9)

(6) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種実施状況

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、生後2月～60月に到るまでの間にある者を対象として、27日以上の間隔において3回(初回接種)、追加接種は、初回接種(3回)終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に到った日以

降に1回接種します。

なお、初回接種開始が生後7月に到った日の翌日以降となった場合、開始時期によって接種回数が変わることとなりますので注意が必要です。

(参照資料編 表10)

(7) ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）の予防接種実施状況

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）の予防接種は、小学6年～高校1年相当の女子を対象として、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンのどちらか、同一のワクチンを3回続けて接種します。

接種間隔は、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合、2回目は1回目の接種から1月～2月半、3回目は1回目の接種から5月～12月となります。また、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの場合、2回目は1回目の接種から少なくとも1月以上、3回目は2回目の接種から少なくとも3月以上となります。

なお、平成25年6月14日より、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたので、予防接種の積極的勧奨は差し控えています。

(参照資料編 表11)

II-4) -イ 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

1 結核健康診断

(根拠) 感染症法

(1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・ 学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・ 65歳以上の者

■平成25年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,243	1,239	99.7	1,239	0	0	0
大学等	96	96	100.0	29	67	0	0
施設	2,684	2,609	97.2	334	2,275	0	0
事業所	4,922	4,702	95.5	2,179	2,523	56	0
一般住民	29,509	10,460	35.4	9,981	479	553	0
合計	38,454	19,106	49.7	13,762	5,344	609	0

(2) 接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■ 定期外健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
21	100	92(19)	92.0	0	0	1	91
22	155	152(24)	98.1	4	0	1	147
23	156	147(51)	94.2	8	0	32	107
24	164	145(63)	88.4	1	0	30	114
25	246	227 (184)	92.3	6	15	16	190

()内は、QFT 検査（クオンティフェロン TB-2G 検査）を再掲

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月 1 回（入院勧告を行う場合は臨時に開催する）

■ 感染症診査協議会診査件数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
診査件数	51	40	51	53	85

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第 37 条及び第 37 条の 2

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度（法第 37 条）

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国と負担することになっています。

■ 法第 37 条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数			合 格	不 合 格
	全 数	新 規	継 続		
21	24	7	17	24	0
22	18	6	12	18	0
23	19	4	15	19	0
24	18	5	13	18	0
25	43	11	32	43	0

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度（法第 37 条の 2）

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

■ 法第 37 条の 2 医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
21	27	27	27
22	22	22	22
23	23	22	22
24	23	23	23
25	42	41	41

3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成15年から全国・県より低い状況で推移しています。

■結核罹患率の推移（人口10万対）

	H20	H21	H22	H23	H24
全 国	19.4	19.0	18.2	17.7	15.4
福 島 県	13.5	11.6	12.2	11.5	9.9
県南地域	11.9	8.6	5.3	11.4	9.5

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者24人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は5人となっています。

■新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）

（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								※罹患率 (人口10 万対)	別 掲 潜在性 結 核 感染症
	総 数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性		
		総 数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他			
			総数	初回治療	再治療					
平成20年	18	14	6	6	0	6	2	4	11.9	0
平成21年	13	10	6	5	1	4	0	3	8.6	2
平成22年	8	8	6	6	0	2	0	0	5.3	3
平成23年	17	15	6	6	0	8	1	2	11.4	7
平成24年	15	10	1	1	0	7	1	5	9.5	3
平成25年	24	17	5	5	0	10	2	7	※16.4	6
白 河 市	12	8	0	0	0	7	1	4		2
西 郷 村	1	1	0	0	0	1	0	0		2
泉 崎 村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
中 島 村	1	1	1	1	0	0	0	0		0
矢 吹 町	5	3	2	2	0	0	1	2		0
棚 倉 町	1	1	1	1	0	0	0	0		1
矢 祭 町	1	1	0	0	0	1	0	0		0
埴 町	3	2	1	1	0	1	0	1		1
鮫 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0		0

※ 平成25年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

※罹患率（人口10万対）：10.1 現在人口より

25.10.1 現在人口 146,059人

(3) 市町村別結核患者登録数

■結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数) 単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	別掲 潜在性結核感染症	登録率	※ 有病率 (人口10万対)
		総数	肺結核活動性					肺外結核活動性						
			登録時喀痰塗抹陽性		登録時 その他の結核菌陽性	登録時 菌陰性 ・その他								
			総数	初回治療			再治療							
平成20年	34	14	9	4	4	0	5	0	5	19	1	0	22.4	9.2
平成21年	33	10	8	5	4	1	3	0	2	22	1	2	21.8	6.6
平成22年	31	5	4	4	4	0	1	0	0	26	0	5	22.6	2.6
平成23年	34	5	5	5	5	0	5	0	2	22	0	12	22.6	2.6
平成24年	34	12	9	2	2	0	5	2	3	22	0	10	23.1	2.9
平成25年	40	11	5	3	3	0	1	1	6	0	29	7	27.4	7.5
白河市	14	5	2	0	0	0	1	1	3	0	9	3		
西郷村	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2		
泉崎村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
中島村	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0		
矢吹町	7	3	1	1	1	0	0	0	2	0	4	0		
棚倉町	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	3	2		
矢祭町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		
塙町	5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0		
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		

※()内は治療中の患者数再掲

H25.12.31 現在

※平成25年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は37.5%で、最も多くなっています。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位：人(%)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～29歳	4(11.8)	4(12.1)	1(3.2)	5(14.7)	6(17.6)	7(17.5)
30～39歳	3(8.8)	2(6.1)	4(12.9)	4(11.8)	4(11.8)	3(7.5)
40～49歳	7(20.6)	5(15.1)	1(3.2)	3(8.8)	3(8.8)	5(12.5)
50～59歳	4(11.8)	3(9.1)	4(12.9)	3(8.8)	2(5.9)	3(7.5)
60～69歳	3(8.8)	4(12.1)	6(19.4)	4(11.8)	6(17.6)	7(17.5)
70歳以上	13(38.2)	15(45.5)	15(48.4)	15(44.1)	13(38.3)	15(37.5)
合計	34	33	31	34	34	40

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS(直接服薬確認療法)を支援するため、白河厚生総合病院等と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数：6回
- ・事例件数：77件

III 地域医療の再生

III-1) 医師・看護師等の確保と資質の向上

Ⅲ－１）－ア 地域医療体験研修事業

(根拠) 地域医療体験研修実施要領

地域医療に関心の高い医学生を対象に、地域医療の現状視察や地域住民との交流などの場を提供し、東白川地域等における地域医療や地域の現状について理解を深めてもらうため、宿泊体験研修を実施しました。

ア 地域医療体験研修（夏期）

開催日：8月30日～9月1日（2泊3日）

内 容：塙厚生病院、金澤医院等の医療現場の視察

医師等との懇談会の実施

吉田富三記念館見学

地域住民との交流（健康教室）

参加者：9名（福島県立医科大学5名、独協医科大学4名）

イ 地域医療体験研修（冬期）

開催日：3月12日～13日（1泊2日）

内 容：塙厚生病院、白河厚生総合病院、訪問診療等の医療現場の視察

特別養護老人ホームの現場視察

医師等との懇談会、臨床研修医との懇談会の実施

吉田富三記念館見学

参加者：6名（福島県立医科大学5名、山梨大学1名）

Ⅲ－１）－イ 保健医療福祉の人材確保

1 医師臨床研修「地域保健・医療」研修

(根拠) 医師法

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

・研修医 6人

・研修時期 平成25年7月～平成26年2月

・研修期間 1週間

2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

■実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
福島県立医科大学看護学部4年	14人	平成25年5月13日、6月10日
同上2年	14人	平成25年10月28日～11月8日
ポラリス保健看護学院	3人	平成25年6月10日、 11月11日、11月18日
郡山女子大学	5人	平成25年9月9日～9月13日
郡山健康科学専門学校	6人	平成25年8月26日～8月29日
福島介護福祉専門学校	2人	平成25年8月26日～8月29日

Ⅲ－２） 安全・安心な医療サービスの確保

Ⅲ－２）－ア 地域医療体制の整備

１ 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

(１) 県南地域医療安全研修会

医療安全対策は医療政策の最重要課題であり、地域住民に安心・安全な医療を提供するためには、すべての関係者が共通意識を持って取り組む必要があります。

そこで、医療機関が医療安全対策に組織的に取り組むことができるよう意識の向上と実践できる知識の習得を図りました。

- ・開催日 平成25年11月27日(水) 18:30～20:30
- ・対象者 管内の医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師及び事務担当職員等
- ・参加者数: 226名
- ・内 容
 - (講演1)
「医療安全トピックス」講師 県南保健福祉事務所 専門放射線技師 齋藤正一
 - (講演2)
「診療情報管理室の業務」～診療情報管理士の立場から～
講師 福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院
診療情報管理士 大谷 智子 氏
 - (講演3)
「医療機関における個人情報保護」
講師 一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院
事務次長 鈴木 伸佳 氏

(２) 医療安全ネットワーク会議(研修会)の開催

(県南地域医療安全ネットワーク確保事業)

県南地域8病院のリスクマネージャーを構成メンバーとする情報連絡会議を定期的に開催して、医療安全(院内感染対策)に関する事例検討や情報交換を行うとともに、リスクマネージャー等のレベルアップを図りました。平成25年度は4回開催しました。

ア 目的

各病院における医療安全管理の責任者であるリスクマネージャー(医療安全推進者)間の情報交換及び安全対策意識の向上を図ることにより、医療現場における事故減少並びに安全管理体制の確保に努めることを目的とする。

イ 実施内容

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 第1回 | 日 時:平成25年5月31日(金) 14:00～16:30 |
| | 会 場:県南保健福祉事務所会議室 |
| | 内 容:医療安全に関する改善点等について 他 |
| | 参加者数:リスクマネージャー、看護師等 18名 |
| 第2回 | 日 時:平成25年7月31日(水) 14:00～16:30 |
| | 会 場:白河厚生総合病院大会議室 |
| | 内 容:医療メディエーターについて 他 |
| | 参加者数:リスクマネージャー、看護師等 33名 |
| 第3回 | 日 時:平成25年11月13日(水) 14:00～16:00 |
| | 会 場:医療法人社団恵周会白河病院 ほか |
| | 内 容:安全に考慮した施設化での取り組みについて ほか |
| | 参加者数:リスクマネージャー、看護師等 22名 |

第4回 日時：平成26年1月28日（火）14：00～15：30
 会場：県南保健福祉事務所会議室
 内容：紙カルテ等の電子化について ほか
 参加者数：リスクマネージャー、看護師等32名

（3）医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供、指導を実施しました。

- ・医療相談件数 11件

2 医療機関監視指導事業

（根拠）医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。

（参照資料編 表12,13）

■医療監視実施数

立入実施数	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
病院	12	11	10	9	8
一般診療所	46	44	27	24	25
歯科診療所	23	23	11	14	13
施術所	28	26	0	13	14
歯科技工所	4	4	0	4	5
合計	113	108	48	64	65

3 医療法等に基づく許認可事務

（根拠）医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設（病院を除く。）許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院診療所開設許可 5件（診療所5）
- ・病院診療所変更許可 19件（病院13・診療所6）
- ・病院診療所使用許可 13件（病院11・診療所2）

Ⅲ－2）－イ 救急医療体制の整備

1 初期救急医療体制の整備

白河市、西白河郡・東白川郡町村は、在宅当番医制をそれぞれ各医師会に委託し、当番医制により休日診療を実施しています。

また、歯科についても、白河歯科医師会が在宅当番歯科医制により、休日診療を実施しています。

2 第二次救急医療体制の整備

（根拠）救急医療対策の整備事業について（国通知）

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群により実施しています。

■第二次救急医療機関

平成26年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救 急 病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	○	○
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	○	○
公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町216	○	○
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	○	○
計		4	4

3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱
地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行います。

平成25年度県南地域救急医療対策協議会

開催日時 平成26年3月7日(金) 15:00~16:30

開催場所 県南保健福祉事務所大会議室

内 容 ・初期救急医療の対応状況について

Ⅲ-2) -ウ 難病対策の推進

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

現在56疾患を対象に、調査研究及び医療費の公費負担が行われています。

(参照資料編 表14)

■特定疾患医療受給者証所持者 (年度末現在)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 数	692	762	818	820	848

2 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡調整会議

ア 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討しました。

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成26年3月6日 県南保健福祉 事務所	① 平成25年度特定疾患患者の生活状況及び事業 実施報告 ② 難病患者の障がい福祉サービスの利用促進につ いて ③ 在宅重症難病患者のレスパイト(休息)入院につ いて	23機関 33人

イ 難病患者在宅ケア調整会議

・開催回数：1回

・参加者：12人・9機関

・対象患者：筋萎縮性側索硬化症

(2) 相談指導事業

	実件数	延件数
家庭訪問	37	53
電話相談	—	614
面接他	889	1,299

(3) 医療相談事業

在宅で療養をしている神経難病患者等を対象に、QOLの向上を図るため、相談及び交流を目的とした医療相談会を実施しました。

開催月日	場所	対象疾患	参加者	講師
H25年10月5日(土)	県南保健福祉事務所	新規申請者及びその家族	10 *ホ(2)	臨床心理士
H25年10月30日(水)	棚倉町保健福祉センター	神経難病他	10 *ホ(3)	作業療法士
H25年11月9日(土)	県南保健福祉事務所	全身性エリテマトーデス、カルコイドーシス、特発性拡張型心筋症	6	保健福祉事務所職員
H25年11月30日(土)	県南保健福祉事務所	神経難病他	11 *ホ(3)	作業療法士
合計	4回		37 *ホ(8)	

*ホ：難病ボランティア「ゆいの会」が協力

(4) 難病ボランティアの活動支援

難病ボランティア「ゆいの会」の総会に参加し助言を行った。また、活動資金づくりのバザーに品物を提供した。

3 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象に、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人数	5	5	5	3

4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

医療費の公費負担により、患者の医療負担及び精神的、身体的不安の軽減を図ることを目的としています。

■先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者：1人(平成25年度末現在)

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳所持者：4人(平成25年度末現在)

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

■健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断
受診者数	0	2

■希望によるがん検査の実施状況 (実人員 1人)

	胃がん 検診	肺がん 検診	大腸がん 検診	乳がん 検診	子宮がん 検診	多発性骨 髄腫検診
受診者数	1	1	1	1	1	1

■希望による一般検診の実施状況 (実人数 0人)

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

- ・健康管理手当支給者 1人(平成25年度末現在)

6 石綿による健康被害・救済給付事業

- ・申請なし

Ⅲ-2) -エ 献血者の確保

1 献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

平成25度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を4,646人(200mL:917人、400mL:3,729人、血液センター分を除く)に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを2回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めました。

平成25年度実績は、4,809人(103.5%)、内訳は200mL献血が926人(101.0%)、400mL献血3,885人(104.1%)、200mL由来赤血球換算で8,692単位(103.8%)でした。

(1) 市町村献血担当者会議

- ・平成25年5月22日(水) 県南保健福祉事務所大会議室
- ・平成26年1月21日(火) 白河市立図書館内 地域交流会議室

(2) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成25年7月18日(木) 白河駅前イベント広場
- ・平成25年12月11日(水) 白河駅前イベント広場

(3) 献血協力事業所訪問の実施

市町村、血液センター、保健福祉事務所の3者により事業所を訪問し、引き続き献血への理解と協力を求めました。

- ・平成25年7月23日(火)～平成25年9月18日(水) 5日間
訪問事業所数 16

(4) 献血功労表彰

- ・厚生労働大臣感謝状 2団体
- ・福島県知事感謝状 3団体
- ・日赤支部長感謝状(銀杯) 1団体

■献血実績(市町村別)

平成26年3月31日現在

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率 (%)
		200mL	400mL	成 分		
白河市	2,106	432	1,674	0	2,104	100.0
西郷村	841	132	709	0	643	130.8
泉崎村	177	29	148	0	204	86.8
中島村	105	21	84	0	157	66.9
矢吹町	606	130	476	0	551	110.0
棚倉町	510	96	414	0	440	115.9
矢祭町	91	14	77	0	171	53.2
塙町	254	57	203	0	269	94.4
鮫川村	119	21	98	0	107	111.2
合 計	4,809	926	3,883	0	4,646	103.5
24年度	5,381	1,182	4,199	0	4,855	110.8
23年度	4,411	966	3,445	0	4,844	89.2
22年度	4,607	965	3,642	0	4,648	99.1
21年度	4,443	917	3,526	0	4,259	104.3

2 移植医療の推進

(1) 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
開催回数(回)	25	24	3	6	10
登録者数(人)	91	117	26	39	49

Ⅲ-3) 医薬品の有効性・安全性の確保

Ⅲ-3) -ア 医薬分業の適正な推進

1 医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成24年は48.8%と、平成23年(47.9%)に比べて増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

■院外処方せん受取率の推移

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年	平成24年
県全体	63.9%	65.9%	67.4%	71.0%	70.8%
県南地域	37.7%	43.0%	46.0%	47.9%	48.8%

Ⅲ－３）－イ 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠) 薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

■薬事監視結果

平成26年3月31日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査施設数		違反発見 件 数	処分件数		
		実 数	延 数		説 諭※	その他	
医薬品							
薬局	47	11	11	7	7		
製造業	専業	5	4	4			
	薬局	5	1	1			
製造販売業（薬局のみ）	5	1	1				
店舗販売業	24	6	6	4	4		
卸売販売業	5	4	4				
薬種商販売業	1	1	1	2	2		
特例販売業	9						
配置販売業	2						
医薬部外品							
製造業	5	4	4				
化粧品							
製造業	5	4	4				
医療機器							
製造業	8	7	7				
修理業	1	2	2				
販売業	高度管理医療機器等	41	13	13			
	管理医療機器	288	10	10			
賃貸業	高度管理医機機器等	10	2	2			
	管理医療機器	6					
合 計	467	70	70	13	13	0	
24年度	443	83	83	2	2	0	
23年度	445	41	41	1	1	0	
22年度	429	113	121	33	33	0	
21年度	432	134	149	46	107	1	

※：含指導票

2 薬事法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

■薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成26年3月31日現在

区 分	新 規	許 可 更 新	許 可 証 書		変 更 届 * 含 許 可	廃 止 届	休 止 届	再 開 届
			書 換 交 付	再 交 付				
薬 局	1	3	3		103			
医 薬 品 販 売 業	店 舗	3			54	2		
	卸 売				3			
	薬 種 商				1			
	特 例				4	2		
	配 置							
配置身分証明書		8	1		※1 8	※2 2		
薬局医薬品製造販売業		1	2		3			
薬局医薬品製造業		1	2		3			
高度管理医療機器等販売・賃貸業	1				4			
高度管理医療機器等販売業	6	1	2		16	3		
高度管理医療機器等賃貸業								
管理医療機器販売業	13				15	6		
管理医療機器賃貸業								
合 計	24	14	10	0	214	15	0	0
24年度	21	20	0	0	157	19	0	0
23年度	20	26	1	1	131	26	0	0
22年度	48	43	3	0	137	47	1	0
21年度	34	16	0	0	156	33	0	1

※1 配置従事届 ※2 返納届 〈 〉 販売先変更許可

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

■毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成26年3月31日現在

区 分	新 規	登 録 更 新	登 録 票		変 更 届	責 任 者 ・ 設 置 ・ 変 更 届	廃 止
			書 換 交 付	再 交 付			
製 造 ・ 輸 入 業							
販 売 業	一 般	2	4			3	3
	農 業 用 品 目	2	3		4	4	2
	特 定 品 目						
特 定 毒 物 使 用 者							
特 定 毒 物 研 究 者							
業 務 上 取 扱 業 者							
合 計	4	7	0	0	4	8	5
24年度	3	27	0	0	2	14	7
23年度	4	9	0	0	5	14	9
22年度	3	23	1	1	6	17	3
21年度	4	9	0	1	1	17	4

3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱

者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

■監視指導実施結果

平成 26 年 3 月 31 日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査 施設 数	違反発見 件 数	処 分 件 数	
				説 諭※	その他*
毒物劇物製造業	2				
毒物劇物輸入業					
販 一般	40	11	2	1	1
売 農業用品目	45	5	1	1	
業 特定品目	3				
業 務 上	電気メッキ業	2			
	金属熱処理業				
	運送業				
	届出不要		48	2	2
特定毒物使用者					
特定毒物研究者					
合 計	92	64	5	4	1
2 4 年度	95	70	7	7	0
2 3 年度	99	64	0	0	0
2 2 年度	104	134	12	12	0
2 1 年度	105	54	27	26	1
2 0 年度	105	79	66	63	3

※：含指導票 *：含始末書

IV 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

IV-1) 子育て支援サービスの充実

【管内児童数の推移】

平成 2 2 年（2010 年）の国勢調査の結果による管内児童数は、26,455 人で管内総人口 150,117 人の 17.6%を占めています。平成 1 2 年（2000 年）21.4%、平成 1 7 年（2005 年）19.1%で漸減傾向が続いています。（参照資料編 表 15）

1 認可保育所の状況

（根拠）児童福祉法第 2 4 条

平成 2 6 年 4 月 1 日現在、管内の認可保育所数は 2 5 か所であり、うち 5 か所が認定こども園の認定を受けています。

なお、平成 2 5 年 1 0 月 1 日現在の待機児童数は 6 0 名であり、平成 2 4 年 1 0 月 1 日現在と比較し 4 3 名増となっていますが、引き続き、都市部においては定員の増加など更なる対策の強化が求められています。

（参照資料編 表 16）

2 保育対策等促進事業

（根拠）保育対策等促進事業実施要綱

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、認可保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助金を交付しました。

・延長保育促進事業：4 市町村（1 0 施設）※民間保育所のみ対象

（参照資料編 表 16）

3 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

平成26年3月31日現在、管内の認可外保育施設は事業所内施設が6か所、その他が6か所の計12か所(うち、事業所内施設1か所、その他1か所は休止中。)となっています。(参照資料編 表17)

4 地域保育施設助成事業

(根拠) 福島県地域保育施設助成事業費補助金実施要綱

民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象市町村：1町(1施設)

5 子育て支援新制度移行について

平成27年度からの「子ども子育て支援新制度」の本格施行に向け、管内の保育事業者、行政担当者を対象に説明会を実施しました。

- ・平成26年1月15日 白河合同庁舎にて 35名出席

IV-2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

1 放課後子どもプラン(放課後児童クラブ)等

(根拠) 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱、福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

放課後児童クラブの運営費について、放課後児童健全育成事業(国庫事業)基準に該当する場合には放課後児童健全育成事業として、同基準に該当しない場合にはわくわく放課後支援事業として、それぞれ放課後児童クラブを設置する市町村に対し補助金が交付されました。

- ・放課後児童健全育成事業：9市町村(32クラブ)
- ・わくわく放課後支援事業：3市町村(3クラブ)

(参照資料編 表18)

2 児童福祉(保育関係)行政調査指導

児童福祉法に基づく保育の実施を行う市町村における保育関係行政の運営状況及び事務処理状況を調査し、助言・指導を行いました。

実地指導：5町村、書面指導：4市町村

3 保育所指導監査、認可外保育施設調査

児童福祉法等に基づき、認可保育所に対する運営指導・監査及び認可外保育施設に対する調査を実施することにより、当該施設の適切な運営の確保を図りました。

認可保育所実地監査：15施設、同書面監査：9施設
認可外保育施設実地調査：5施設、同書面調査：4施設

IV-3) 子育て家庭の経済的支援

1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法の一部を改正する法律

平成26年2月末現在の該当児童は19,900人となっています。

(参照資料編 表19)

2 多子世帯保育料軽減事業

(根拠) ふくしま多子世帯保育料軽減事業実施要綱

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しました。

・対象市町村：管内全9市町村（187名分） (参照資料編 表16)

IV-4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

IV-4) -ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実

1 のびゆく子ども支援事業

(1) 小児慢性特定疾患児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

長期療養児の日常生活における健康の保持増進等のため、小児慢性特定疾患で長期療養を必要とする児童の保護者に対して、疾病や療養に対する悩みを相談することにより、保護者の心理的安定と不安の軽減を図ることを目的に、交流会を実施しました。

対 象	実施回数	内 容	参加者数
1型糖尿病児の保護者	1	・交流会 アドバイザー： たんぼぼの会（1型糖尿病家族の会） 会長 斎藤 栄子 氏	3人
10歳以下の小児慢性特定疾患児及び特定疾患児の保護者	1	・交流会 講 師： 白河メンタルサポート カウンセラー 妹尾美由紀 氏	6人

(2) 未熟児発達相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児を持つ保護者の育児負担が軽減し安心して育児ができるようになることを目的に、交流会を実施しました。

対 象	実施回数	内 容	参加者数
養育医療受給者、未熟児出生連絡票、低体重児出生届のあった児とその保護者	1	・交流会 アドバイザー： 福島NICU親の会 会長 安斎砂知子 氏	母7人 対象児7人 対象児の兄弟2人

(3) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする児に対して、家庭訪問による相談・指導を実施しました。

■訪問指導の実施状況

単位：人

対 象	実 数	延 数
身体障がい児	1	1
未熟児	1	3

2 発達障がい児支援者スキルアップ事業

(根拠) 発達障がい児支援者スキルアップ事業実施要綱

(1) 発達障がい児支援者スキルアップ研修会の開催

発達障がい児に対し適切な支援が行えるよう、関係者を対象に研修会を開催しました。

開催日・場所	主 な 内 容	対象者	参加者数
平成25年10月31日(木) 13:30~16:45 サンフレッシュ白河	・講義「保護者との関係作りと保育所・幼稚園での対応」 ・グループワーク	保育士、幼稚園教諭、障がい児支援事業所職員、市町村職員等	66人
平成25年11月18日(月) 13:30~16:45 棚倉町保健福祉センター	講師 福島県発達障がい者支援センター 心理判定員 門脇俊平氏 " 成田由英子氏	所職員、市町村職員等	37人

3 医療援護事業

(1) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する、体重が2,000g以下、又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行うものです。平成25年度から、実施主体が県から市町村に権限委譲されたため、当所における平成25年度の認定は、前年度の3月までに受療した分となっています。

■養育医療の認定状況(体重別)

年度 出生体重(g)	25	19	20	21	22	23	24
~1,000	0	6	4	6	2	2	2
1,001~1,500	1	4	7	6	4	1	2
1,501~1,800	1	3	3	6	6	8	4
1,800~2,000	2	7	6	6	9	6	3
2,001~2,300	0	12	13	13	14	9	7
2,301~2,500	0	3	3	3	1	2	0
2,501~	1	7	10	5	7	10	3
計	5	42	46	45	43	38	21

■養育医療の認定状況(市町村別)

年 度 市町村	25	19	20	21	22	23	24
白 河 市	3	17	21	23	18	21	11
西 郷 村	1	2	5	5	10	3	5
泉 崎 村	1	2	2	0	1	0	0
中 島 村	0	2	1	0	1	1	1
矢 吹 町	0	6	3	9	4	5	3
棚 倉 町	0	5	8	2	6	4	1
矢 祭 町	0	0	0	5	1	0	0
塙 町	0	6	4	1	2	3	0
鮫 川 村	0	2	2	0	0	1	0
計	5	42	46	45	43	38	21

4 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）を交付しました。

■小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成26年3月31日現在 単位：人

市町村	悪性 新生 物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心疾 患	内分 泌疾 患	膠原 病	糖尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 友 病 等 血液 ・免疫 疾患	神 経 ・筋疾 患	慢 性 消化 器疾 患	計
白河市	14	8	0	3	13	1	6	0	5	1	2	53
西郷村	5	2	0	1	4	0	0	0	1	0	0	13
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島村	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
矢吹町	4	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	9
棚倉町	1	4	0	1	2	1	0	0	0	0	0	9
矢祭町	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
塙町	3	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	8
鮫川村	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	31	17	0	11	24	2	6	0	6	2	2	101
1 8	22	19	4	14	45	6	14	8	10	4	0	146
1 9	23	19	3	14	35	10	10	6	9	3	0	132
2 0	18	16	3	13	43	5	12	6	9	4	1	130
2 1	18	19	2	15	38	4	12	6	10	4	1	129
2 2	19	17	2	13	34	5	10	4	8	4	2	118
2 3	24	21	2	12	31	3	12	3	6	4	3	121
2 4	30	18	0	15	28	3	10	2	6	4	2	118

IV-4) -イ 子どもの権利擁護の推進

1 要保護児童対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しました。

(参照資料編 表20, 21)

IV-4) -ウ ひとり親家庭の支援

1 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第9条、第13条

2名の母子自立支援員（うち1名は東白川福祉相談コーナー）が母子家庭等の生活一般、児童、生活援護等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

・母子等相談受付件数 8 1 1 件（うち東白川福祉相談コーナー 3 9 3 件）
（参照資料編 表 22, 23）

・母子寡婦福祉資金
貸付件数 1 3 件（前年度 1 6 件）
貸付金額 7,503 千円（前年度比 1,911 千円減）（参照資料編 表 24）

IV-5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

1 先天性代謝異常等検査事業

（根拠）福島県先天性代謝異常等検査事業実施要綱

先天性代謝異常症等のマス・スクリーニング検査の結果、精密検査となった児に対して、結果の確認や保健指導を実施しました。

単位：人

疾患名	精密検査対象者	結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニルケトン尿症	0	0	0	0
メープルシロップ尿病	0	0	0	0
先天性甲状腺機能低下症	1	1	0	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	3	0	3	0
その他	0	0	0	0
計	4	1	3	0

2 新生児聴覚検査支援事業

（根拠）福島県新生児聴覚検査普及事業実施要綱

新生児聴覚検査の結果、精密検査となった児に対して、結果の確認や保健指導を実施しました。

単位：人

年度	精密検査対象者	結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
2 1	4	0	0	4
2 2	3	2	0	1
2 3	2	2	0	0
2 4	0	0	0	0
2 5	4	0	1	3

3 特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業

（根拠）福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱・福島県不育症治療費助成事業実施要綱

不妊治療及び不育症治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療では体外受精及び顕微授精について、不育症治療ではヘパリンを主とした治療につい

て、必要とした費用の一部の助成を行いました。

■特定不妊治療費助成の申請状況 単位：人

年度	実数	延数
21	46	65
22	51	75
23	48	77
24	65	108
25	79	112

■不育症治療費助成の申請状況 単位：人

年度	実数	延数
25	1	1

4 不妊・不育で悩む人への支援事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊や不育に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた悩みに対する相談・助言を行うとともに、不妊や不育に関する情報提供を行いました。

	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
不妊	167	49	118
不育	15	11	4

IV-6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

1 県南地域思春期保健対策推進事業

(1) 県南地域若者の性の健康圏域連携会議

思春期保健対策の充実に向け、各関係機関との連携・協力や情報交換を目的とした会議を開催しました。

開催日・場所	議題	参加者	参加者数
平成25年12月24日(火) 県南保健福祉事務所	・思春期・若者の性の健康状況について ・思春期保健教育等の実施状況調査結果について ・関係機関における思春期保健対策関連事業について	医療・教育・ 地域関係者、 市町村等	23人

(2) 思春期保健教育等の実施状況調査

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を調査し、思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

- ・調査時期：平成26年1月～2月
- ・調査対象：県南地域の市町村、全小学校・中学校・高等学校（定時制を含む）
・特別支援学校

・思春期保健教育等の実施率

区 分	実施率	内 訳
小学校 (43校)	100%	全校全学年で実施
中学校 (18校)	94.4%	1年生18校、2年生15校、3年生18校で実施
高等学校 (7校)	76.2%	1年6校、2年7校、3年3校で実施
定時制高等学校(1校)	100%	全学年で実施
特別支援学校 (1校)	100%	全学年で実施

2 思春期相談事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

思春期の男女やその保護者等が思春期をめぐる悩みや不安等を気軽に相談できるよう、電話相談により個別支援に努めました。

■思春期相談ほっとラインによる相談実施状況

単位：件

年度	相 談 種 別			計
	電話相談	メール相談	来所相談	
20	110	11	0	121
21	237	5	1	243
22	53	23	1	77
23	53	1	1	55
24	107	0	0	107
25	54	0	0	54

V ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

V-1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

1 県南地域保健医療福祉協議会

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉協議会設置要綱

県南地域保健医療福祉協議会は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成25年度は、県南地域保健医療福祉推進計画の進捗状況などについて審議を行いました。

平成25年度福島県県南地域保健医療福祉協議会（平成26年3月18日）

- ・ 県南地域の概況について
- ・ 県南地域保健医療福祉推進計画の進行管理について
- ・ 平成26年度県南保健福祉事務所重点事業について

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ア 国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）
- イ 社会保障を支える世代に関する意識等調査
- ウ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- エ 社会保障・人口問題基本調査

- オ 医師・歯科医師・薬剤師届、保健師等業務従事者届出
及び歯科衛生士等業務従事者届出調査
- カ 病院報告（従事者）

3 市町村社会福祉協議会指導監査

（根拠）社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人の指導監査（実地監査）を実施しました。

- ・社会福祉法人指導監査実施数 4件（町村社会福祉協議会）

4 高齢者福祉計画等の推進

第六次高齢者福祉計画及び第五次介護保険事業支援計画の進行管理等

（根拠）老人福祉法 介護保険法

（1）高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催

第六次福島県高齢者福祉計画及び第五次福島県介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や課題の検討等を行いました。

- ・出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・開催日 平成26年2月12日

V-2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

1 ひがししらかわ“健康な絆づくり”交流事業（過疎・中山間地域経営戦略県南地方会議）

（1）「ひがししらかわ“元気っず”育成プロジェクト」

ア 目的 東白川郡内における子育て支援

イ 内容 「運動」や「栄養」について学ぶ機会を提供し、地域の子育てを支援する。

ウ 小事業名 ひがししらかわ“元気っず”育成セミナー

子ども達が楽しく運動することに興味を持ち、健康づくりの基本となる「運動」習慣の大切さや健全な成長に必要な「栄養」摂取について親子で学ぶ機会を提供することで、子育てを支援しました。

① “元気っず”育成・スポーツ健康セミナー：平成26年1月26日（日）

（場 所）矢祭町町営体育館

（対象者）矢祭町サッカースポーツ少年団員（34名）および保護者

② “元気っず”育成・親子で食育セミナー：平成26年1月24日（金）

（場 所）塙町立常豊幼稚園

（対象者）幼稚園児（18名）および保護者

（2）「“ひがししらかわ”医療人育成支援プロジェクト」

ア 目的 地域医療に従事する医師確保の推進

イ 内容 地域住民と福島県立医科大学医学部生の交流体験型実習と、地域医療に関心を持つ全国の医学生を対象とした体験研修を実施する。

ウ 小事業名 “ひがししらかわ”医療人育成・ふれあい支援事業（福島県立医科大学との連携）

福島県立医科大学での実習とタイアップし、医学生が東白川地域の生活を地域住民とのふれあいを通して学ぶことができる体験型実習を実施しました。

- ① ひがししらかわ体験実習
平成25年7月12日(金)、7月19日(金)、9月20日(金)
(場 所) 棚倉町
(参加者) 福島県立医科大学医学部4年生(20名)、棚倉町10家庭
(内 容) 健康問題を課題とする家庭を訪問する。
- ② 地区交流会：平成24年10月5日(金)
(場 所) 棚倉町保健福祉センター
(参加者) 福島県立医科大学医学部4年生(24名)、棚倉町12家庭
(内 容) 家庭訪問した家庭と医学生の交流を行う。
- ③ 体験実習報告会、医学生の意向調査検証：平成26年3月12日(水)
(場 所) 矢祭町 ユーパル矢祭

2 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助額 2,971千円

3 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。(参照資料編 表25,26)

管内民生・児童委員数 368人(平成26年3月31日現在)

V-3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

- ・平成25年度贈呈者数 24人
(平成24年度22人、23年度32人、22年度23人、21年度25人)

V-4) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

1 地域支援事業

(1) 市町村及び地域包括支援センター支援

市町村職員及び地域包括支援センター職員が、効果的な介護予防事業や地域支援事業の実施ができるよう支援するため、情報交換会を開催しました。

■開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
地域包括支援センター職員の情報交換会 開催日 平成25年9月24日 場所 県南保健福祉事務所	報告及び情報交換 ① 地域包括ケアシステムにおける認知症総合アセスメントの概要 ② 地域ケア会議の行政との分担 ③ 支援困難を感じている介護支援専門員へのサポート ④ 二次介護予防事業のケアプラン作成・ケアマネジメント方法 ⑤ 避難高齢者・家族の現状と対応	18人 (地域包括支援センター職員)
市町村職員の情報交換会 開催日 平成25年9月24日 場所 県南保健福祉事務所	情報交換会 ① 原発避難者特例法に基づく介護予防事業の展開 ② 一次介護予防事業の好事例 ③ 二次介護予防事業の好事例、事業参加者の掘り起こし、事業修了後フォロー ④ 介護予防推進員等の養成方法 ⑤ 多問題を抱えている利用者の支援と連携	11人 (市町村職員)

(2) 認知症対策

ア 県南地域認知症対策研修会（＊地域保健福祉活動推進事業として実施）

今後の認知症高齢者の増加に伴う認知症対策において、各地域の特性を活かした支援体制づくりについて、研修会で関係者が学び、市町村や地域包括支援センターにおいて具体的な検討ができること。

また、認知症ケアパスや地域連携クリニティカルパスの情報を提示し、認知症における地域での医療と介護の連携を検討していけることを目的に実施しました。

イ 市町村への支援（白河市 あんしんメイト養成講座）

1回、参加者 39人

(3) 地域ケア会議等活動支援事業

地域ケア会議等活動支援事業の実施にあたり、管内において円滑に事業が展開できるよう、打ち合わせ及び学習会、地域ケア会議支援を行う。

事業を通して、自立支援に資する包括的・継続的なケアマネジメント支援業務や多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が推進できるよう市町村を支援しました。

ア 広域支援員派遣（打ち合わせ、学習会）

開催日 平成25年8月26日 参加者 28人

イ 専門職派遣

開催日 平成25年10月15日 参加者 18人

開催日 平成26年 3月13日 参加者 20人

ウ 保健福祉事務所の支援（学習会、市町村地域ケア会議支援）

回数 10回（イの2回を含む） 参加者延 134人

(4) 市町村における養護者による高齢者虐待の対応報告による状況把握と養介護施設従事者の高齢者虐待に関する調査

2 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会委員研修会

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に、介護認定審査会委員研修会を開催しました。

■介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成26年3月10日 サンフレッシュ白河	① 講義及び演習 ・介護保険制度の運営状況 ・業務分析データ 説明 県南保健福祉事務所職員 ・認定調査の基本的考え方 ・介護認定審査会の進め方 ・模擬審査会演習 ・演習とまとめ 講師 郡山ソーシャルワーカーズオフィス 吉田 光子代表 ・その他、連絡事項	介護認定審査 会委員 市町村等事務 局 33人

(2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成26年2月26日 白河市立図書館	①説明 ・介護保険制度の運営状況等について ・業務分析データ 説明 県南保健福祉事務所職員 ② 講義「基本調査の基本的考え方、基本調査項目のポイントと疑義への対応、要介護認定に寄せられる質問」 講師：白河市役所 太田 勝江副主任保健技師 ③ 講義「介護認定審査会の手順とポイント・特記事項の書き方」 講師：白河地方広域市町村圏整備組合 斎藤 太志主査	認定調査員・ 市町村等職員 165人

(3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は要介護、要支援とも年々増加する傾向にあります。

■要介護（要支援）認定者数（市町村別第1号被保険者）

単位：人

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白河市	247	452	0	312	627	446	423	291	2,798
西郷村	33	95	0	63	123	101	77	82	574
泉崎村	19	31	0	29	52	30	45	37	243
中島村	26	26	0	19	27	34	26	28	186
矢吹町	40	97	0	83	122	107	103	83	635
棚倉町	64	120	0	80	128	122	98	86	698
矢祭町	20	36	0	26	65	64	56	29	296
塙町	74	83	0	68	91	98	72	74	560
鮫川村	18	36	0	24	23	33	36	36	206
H26. 3月末	541	976	0	704	1,258	1,035	936	746	6,196
H25. 3月末	499	979	0	644	1,214	1,012	961	824	6,133
H24. 3月末	524	918	0	611	1,082	896	952	791	5,774
H23. 3月末	541	904	0	564	1,060	923	958	770	5,720
H22. 3月末	538	833	0	538	1,010	924	901	723	5,467
H21. 3月末	466	753	0	417	993	892	885	776	5,182
H20. 3月末	466	779	0	390	900	852	881	764	5,032
H19. 3月末	490	713	4	593	799	691	870	667	4,827

3 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成25年度における居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の数は、介護給付サービスで8事業者、予防給付サービスでは4事業者増えています。

施設サービスについては、施設は1施設、入所定員は87床増えています。

■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者

区 分		26. 4. 1 現在	25. 4. 1 現在	増加数	対前年比
介護 給付サ ービス	居宅介護支援事業者	51	49	2	1.04
	居宅サービス事業者	143	137	6	1.04
	訪問介護	32	33	▲1	0.97
	訪問入浴介護	7	8	▲1	0.88
	訪問看護（みなし指定除く）	8	8	-	1.00
	訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	3	3	-	1.00
	居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	通所介護	32	26	6	1.23
	通所リハビリテーション	8	11	▲3	0.73
	短期入所生活介護	14	14	-	1.00
	短期入所療養介護	9	8	1	1.13
	特定施設入所者生活介護	1	1	-	1.00
	福祉用具貸与	13	11	2	1.18
	特定福祉用具販売	14	12	2	1.17
	小 計	194	186	8	1.04
予防 給付サ ービス	介護予防支援事業者	10	10	-	1.00
	介護予防サービス事業者	137	133	4	1.03
	介護予防訪問介護	31	32	▲1	0.97
	介護予防訪問入浴介護	7	8	▲1	0.88
	介護予防訪問看護（みなし指定除く）	8	8	-	1.00
	介護予防訪問リハビリテーション（みなし指定除く）	3	11	▲8	0.27
	介護予防居宅療養管理指導（みなし指定除く）	2	2	-	1.00
	介護予防通所介護	27	23	4	1.17
	介護予防通所リハビリテーション	8	7	1	1.14
	介護予防短期入所生活介護	14	14	-	1.00
	介護予防短期入所療養介護	9	8	1	1.13
	介護予防特定施設入所者生活介護	1	1	-	1.00
	介護予防福祉用具貸与	13	11	2	1.18
	特定介護予防福祉用具販売	14	12	2	1.17
小 計	147	143	4	1.03	
合 計	341	329	12	1.04	

■施設サービスの状況 () は入所定員

	26. 4. 1現在	25. 4. 1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	12施設(758床)	11施設(758床)	1(0)	1.09(0.00)
介護老人保健施設	9施設(716床)	8施設(629床)	1(87)	1.13(1.14)
介護療養型医療施設	0施設(0床)	0施設(0床)	0(0)	0.00(0.00)
合 計	21施設(1,474床)	19施設(1,387床)	2(87)	1.11(1.06)

※ 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数(ショートステイベッド数は特定されていない。)

4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 7施設
- ・居宅サービス事業所 6事業所
- ・介護予防居宅サービス事業所 6事業所
- ・居宅介護支援事業所 1事業所

5 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 6施設
- ・養護老人ホーム 1施設
- ・軽費老人ホーム 1施設

6 介護保険業務技術的助言（地域支援事業を含む）

(根拠) 介護保険法第5条第2項、第197条第1項、地方自治法第245条の4第1項

- ・実施市町村等 1町2村

V-5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

V-5) -ア 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進

(根拠) 障害者自立支援法第89条

平成21年3月に策定された第2期福島県障がい福祉計画の中で、「ともに生きる社会」を実現することを主眼として集約した各圏域ごとの計画であり、障がい者を取り巻く現状やニーズ等に沿って設定した数値目標を踏まえ、サービス提供基盤の整備推進などに努めました。

2 社会福祉施設等の施設整備

(1) 障害者自立支援基盤整備事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

既存事業所がサービスの充実のため行う施設の改修又は増築の経費に対し、助成を行いました。

3 県南地域生活移行圏域連絡会の設置

(根拠) 福島県自立支援協議会地域生活支援部会設置要綱

県南地域生活移行圏域連絡会設置要綱

福島県自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として位置づけられており、各地域自立支援協議会等の活動状況などの情報共有や意見交換などを実施しました。

■ 構成員

- ・事業者関係(20)・地域自立支援協議会(3)・行政関係(9)
- ・相談支援アドバイザー(2)

計 34人

■ 地域生活移行圏域連絡会の開催

開催日・場所	主な内容
平成26年3月4日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の活動実績等について 2 情報交換 被災地における障害福祉サービス基盤整備における支援アドバイザーの活動状況報告

4 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修実施要領

精神障がい者の地域生活移行についての理解を促進するため、関係者を対象に基礎研修を実施しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成25年12月11日 白河市文化センター	講演「統合失調症と双極性気分障害の理解と対応方法について」 講師 県立矢吹病院 佐藤浩司 氏 講話「精神障がい者を支援するときのこころ構え、役割について」 講師 針生ヶ丘病院リハビリテーション課長本間 真氏	市町村職員 民生児委員 一般市民等	41人

5 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会

(根拠) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会設置要綱

精神障がい者の地域移行及び地域定着を図る上での課題把握と解決策の検討を行いました。

検討会への参加 3回

精神障がい者地域移行・地域定着全体会 1回

V-5) -イ- 1 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位：件

申請 一般人 (23条)	通 報				精神病 院管理 者の届 出 (26条の2)	移送 (34条)	合 計	診察 不要	診 察		要 措置
	警察 官 (24条)	検 察 官 (25条)	保 護 観 察 所 の 長 (25条の2)	矯 正 施 設 の 長 (26条)					1次	2次	
0	16	2	0	4	0	(9)	22	6	16	2	2

■措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
0	4	3	0	1

■医療保護入院患者の状況

入院届件数 (33条1項)	退院届件数
87	102

2 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神科病院実地指導要領

精神科病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：2病院（一般） 1病院（特別）
- ・実地審査：措置入院4人 医療保護入院14人

V-5) -I-2 在宅福祉サービスの充実

1 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援（以下の(1)～(3)の事業)を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 117,042千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

2 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

- ・支給総額 19,339千円

■特別障害者手当等受給者数 平成26年3月31日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	39	21	1	60
西郷村	4	12	0	16
泉崎村	6	4	1	11
中島村	4	1	0	5
矢吹町	10	5	1	16
棚倉町	5	5	1	11
矢祭町	6	2	0	8
塙町	3	4	1	8
鮫川村	6	1	0	7
計	44	33	4	81
25年度月額	@26,080円	@14,180円	@14,180円	

3 自立支援給付費負担金関係事業

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的に市町村が障害者自立支援法

第92条に基づき支弁する費用に対して負担金を交付しました。

(1) 障害福祉サービス費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 434,398千円

(2) 相談支援給付費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 3,507千円

(3) 自立支援医療(更生医療)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 8市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 18,180千円

(4) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、計画相談支援給付事業に対して負担金を交付しました。した。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 4,042千円

(5) 補装具費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 7,253千円

(6) 高額障害福祉サービス等給付費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障害者及び障がい児が負担限度額を超え障害福祉サービスを受けた場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 3市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 257千円

4 福島県地域生活支援事業費補助金

障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に支援を実施することにより障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

(1) 意思疎通支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 6市町村
- ・補助率 1/4
- ・補助額 71千円

(2) 日常生活用具給付等事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/4
- ・補助額 6,039千円

■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	8	酸素ボンベ運搬車	0
特殊マット	2	盲人用体温計(音声式)	2
特殊尿器	0	盲人用体重計	4
入浴担架	0	パルスオキシメーター	3
体位変換器	0	情報・通信支援用具	2
移動・移乗支援用具	0	点字ディスプレイ	0
訓練いす(児のみ)	0	点字器	0
訓練用ベット(児のみ)	0	点字タイプライター	1
介護訓練用具	1	視覚障害者用ポータブルレコーダー	4
吸入器	0	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	1
入浴補助用具	5	視覚障害者用拡大読書器	3
便器	1	盲人用時計	5
T字状・棒状のつえ	1	聴覚障害者用通信装置	0
歩行支援用具	0	聴覚障害者用情報受信装置	0
頭部保護帽	4	人工咽頭	5
特殊便器	0	福祉電話(貸与)	0
火災報知器	0	ファックス(貸与)	0
自動消火器	0	視覚障害者用ワードプロセッサ	0
電磁調理器	0	点字図書	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	ワンセグオーディオレシーバー	0
聴覚障害者用屋内信号装置	3	聴覚障害者用目覚まし時計	0
補高便座	0	ストーマ装具	2,845
透析液加湿器	1	紙おむつ等	1
ネブライザー(吸引器)	3	収尿器	0
電気式たん吸引器	7	居宅生活動作補助用具	5
手摺の取り付け	4	計	2,921

(3) 移動支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 8 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 2,477 千円

(4) 地域活動支援センター機能強化事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,110 千円

(5) その他の事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業、期間相談支援センター等強化事業及び障害程度区分認定等事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 5,202 千円

5 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金

障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、県に設置した基金により、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とした補助金を交付しました。

基金事業は平成 24 年度の平成 24 年度精算分、過誤調整及び月遅れ請求分で終了

(1) 新体系定着支援事業（補助率 3 / 4）

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

旧体型施設の経過措置が終了する平成 23 年度末までの移行期間を踏まえ、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進し、平成 24 年度末までの間、新体系移行後のソフトランディングを支援することを目的とする。

- ・実施市町村 4 市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 222 千円

V-5) -I-3 総合療育体制の推進

1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

障がい児(者)専門相談支援事業として相談支援アドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制整備等を支援するとともに、障がい児等療育支援事業として療育の専門家を保護者や関係機関へ訪問させる等により、専門的な療育相談を実施しました。

- ・受託施設名 2 施設（相談支援アドバイザー各 1 名）

- 白河市・西白河郡担当 白河こひつじ学園 (西郷村)
- 東白川郡担当 はなわ育成園 (埴町)
- ・委託料 5,934千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託施設名	障がい児(者)専門 相談支援事業		障がい児療育支援事業		
	市町村の相談支援体制への助言・指導	専門性が求められる相談への直接支援	訪問支援	外来支援	療育機関支援
白河こひつじ学園	138	14	23	0	9
はなわ育成園	101	60	11	24	3

2 発達障がいサポートコーチ事業

(根拠) 発達障がいサポートコーチ事業実施要綱

発達障がいサポートコーチを配置し、発達障がい児等の地域生活を支えるため、専門機関や関係機関と連携しながら、発達障がい児等が利用できる支援機関のコーディネートなどの支援を実施しました。

- ・受託法人名 社会福祉法人牧人会 (西郷村)
- ・委託料 546千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	個別支援計画による支援	地域の社会資源の開発	市町村等の支援体制整備の推進
牧人会	12	41	11

V-6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで住居問題、子どもの問題が多くなっています。

- ・女性相談員兼母子自立支援員 1人
- ・女性相談受付件数 292件 (参照資料編 表 30, 31)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて助言・指導を行うとともに、一時保護の委託、保護命令申立の支援等を行いました。

また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化に努めました。

(参照資料編 表 32)

V-7) 生活支援の充実

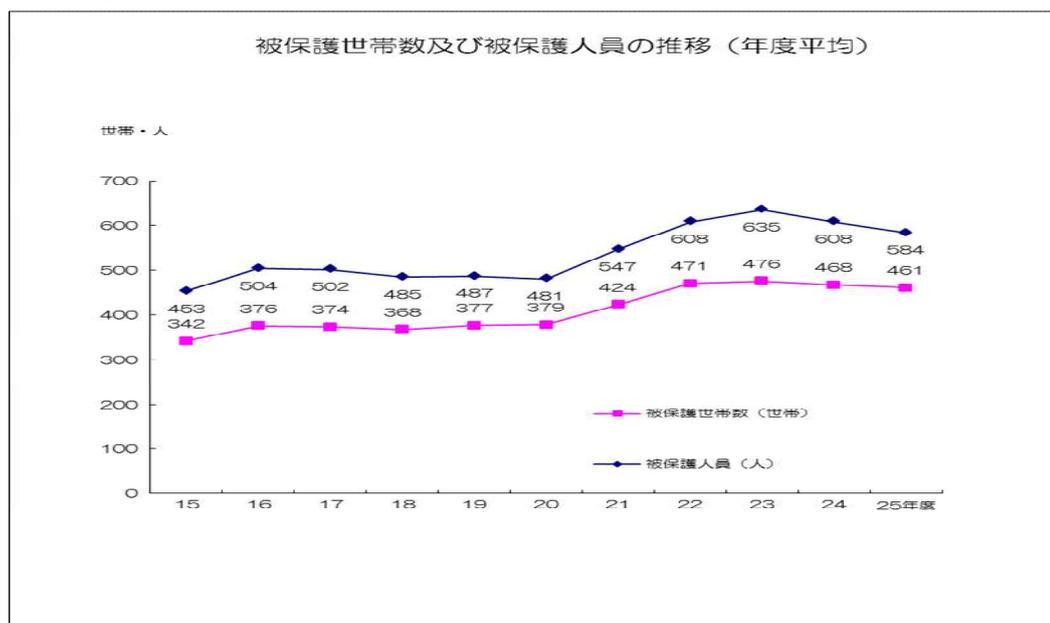
1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助（生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）を実施しました。

平成25年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況



■ 被保護世帯数及び被保護人員の推移（平均値）

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
20年度	379世帯	481人	5.6‰
21年度	424世帯	547人	6.4‰
22年度	471世帯	608人	7.1‰
23年度	476世帯	635人	7.5‰
24年度	468世帯	608人	7.3‰
25年度	461世帯	584人	7.0‰

(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成25年度平均の被保護世帯数は461世帯、被保護人員は584人であり保護率は7.0‰となっています。

生活保護の推移を見ると、高齢化の進行や長期にわたる景気の低迷を背景として保護率は緩やかに上昇してきたところであり、特に、平成20年の世界的な金融危機後は急激に増加しました。しかし、平成24年度以降は除染作業等の復興関連の求人が増えたことなどから、被保護人員は前年を下回っています。(参照資料編 表33)

(2) 町村別、扶助別被保護世帯の状況

■町村別被保護世帯数(平均値)

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	合計
80	27	8	132	96	32	73	13	461

(出典：福祉行政報告例)

平成25年度における被保護世帯の町村別内訳では全461世帯中、矢吹町が132世帯で最も多く、次いで棚倉町が96世帯、西郷村が80世帯、塙町が73世帯となっています。(参照資料編 表34)

■扶助別被保護世帯数(平均値)

単位：世帯

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他	合計
20年度	316	210	19	63	340	6	955
21年度	349	238	22	64	375	10	1,059
22年度	389	268	22	79	424	15	1,197
23年度	405	273	24	86	433	16	1,237
24年度	386	266	20	86	432	15	1,205
25年度	375	253	17	84	429	12	1,170

(出典：福祉行政報告例)

平成25年度における被保護世帯の扶助別内訳では、全461世帯中、医療扶助は93.1%にあたる429世帯が対象となっており、次いで生活扶助が375世帯、住宅扶助が253世帯となっています。

これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。(参照資料編 表34)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区分	申請	開始	廃止
20年度	91	66	37
21年度	130	106	54
22年度	108	85	49
23年度	86	62	82
24年度	87	70	87
25年度	104	65	47

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成25年度における生活保護の申請件数は104件でした。また、開始は65件、廃止は47件となり被保護世帯数は減少しました。

■生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働きによる 収入減少喪失	仕送りの 減少・喪失	手持現金貯金 の減少・喪失	そ の 他	合 計
20年度	21	0	3	7	34	1	66
21年度	36	0	12	5	44	9	106
22年度	21	1	8	9	36	10	85
23年度	11	1	9	3	21	17	62
24年度	22	0	3	5	28	12	70
25年度	13	2	5	4	29	12	65

(出典：保護申請処理簿)

平成25年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金貯金の減少・喪失が29世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が13世帯となっています。

(参照資料編 表35)

■生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる 収入増加	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
20年度	16	3	4	5	0	9	37
21年度	25	1	7	0	0	21	54
22年度	18	5	1	0	1	24	49
23年度	23	7	5	0	1	46	82
24年度	27	15	7	0	3	35	87
25年度	18	8	3	0	1	17	47

(出典：保護廃止処理簿)

平成25年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡の分類が18世帯で最も多く、次いでその他(他管内への転出等)が17世帯となっています。

(参照資料編 表36)

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人(延人員)

区 分	総医療 扶助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
20年度	4,855	259	196	455	278	4,122	4,400
21年度	5,445	341	343	684	286	4,475	4,761
22年度	6,161	279	327	606	244	5,311	5,555
23年度	6,484	272	362	634	317	5,533	5,850
24年度	6,483	252	388	640	318	5,525	5,843
25年度	6,354	262	647	909	357	5,088	5,445

(出典：福祉行政報告例)

平成25年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延909人、入院外が延5,445人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院・入院外ともに大半が他の扶助との併給となっています。

(参照資料編 表37)

(5) 生活保護施設の利用状況

■生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
20年度末	21	15	4	1	41	15	6
21年度末	20	16	4	1	41	14	6
22年度末	21	16	4	1	42	16	6
23年度末	21	16	4	1	42	15	7
24年度末	20	19	4	1	44	15	7
25年度末	21	19	4	1	45	13	8

（出典：施設事務費支給台帳）

平成25年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度末より1人多い45人となっています。

救護施設別内訳では、からまつ荘が21人で最も多く、次いで矢吹緑風園が19人、郡山せいわ園が4人となっています。

矢吹授産場では、生活保護受給者が13人、みなし保護が8人となっています。

（参照資料編 表38）

(6) 被保護世帯の世帯類型

■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
21年3月分	397	181	18	81	68	49
22年3月分	449	201	19	84	72	73
23年3月分	486	210	22	91	81	82
24年3月分	467	204	18	76	111	58
25年3月分	457	211	20	71	70	85
26年3月分	470	235	19	71	76	69

*保護停止中の世帯を除く

（出典：福祉行政報告例）

平成26年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が235世帯で最も多く、次いでその他の世帯は69世帯、傷病者世帯が76世帯、障がい者世帯が71世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の半数を占めています。

（参照資料編 表39）

(7) 被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区 分		単身世帯	2人以上の世帯	合 計
21年3月分	働いている者がいる世帯	40	32	72
	働いている者のいない世帯	284	41	325
22年3月分	働いている者がいる世帯	47	32	79
	働いている者のいない世帯	316	54	370
23年3月分	働いている者がいる世帯	48	42	90
	働いている者のいない世帯	345	51	396
24年3月分	働いている者がいる世帯	43	36	79
	働いている者のいない世帯	337	51	388
25年3月分	働いている者がいる世帯	48	34	82
	働いている者のいない世帯	321	54	375
26年3月分	働いている者がいる世帯	49	26	75
	働いている者のいない世帯	342	53	395

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成26年3月で見ると、単身世帯が391世帯、2人以上の世帯が79世帯となっており、単身世帯が全体の8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計75世帯、働いている者のいない世帯が計395世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の8割を占めています。
(参照資料編 表40)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：％ 下段は支出額、単位：千円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合 計
20年度	27.6	6.3	48.3	3.2	14.5	100
	204,832	46,872	358,116	23,758	106,563	741,141
21年度	28.1	6.7	49.2	3.2	12.8	100
	236,149	56,732	414,099	26,394	107,415	840,789
22年度	29.2	7.1	48.3	3.5	11.9	100
	266,270	65,247	440,867	31,898	108,603	912,885
23年度	29.7	7.4	46.2	3.9	12.8	100
	273,556	67,903	424,486	36,370	117,441	919,756
24年度	29.3	7.0	46.5	3.6	13.6	100
	262,292	62,326	415,264	32,069	121,845	893,796
25年度	28.7	7.1	47.1	3.3	13.8	100
	248,385	61,692	407,768	28,208	119,924	865,977

(出典：生活保護費経理状況調)

平成25年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて865,977千円となり、前年を27,819千円下回りました。扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が407,768千円で全体の47.1%を占め、次いで生活扶助費が248,385千円、施設事務費が119,924千円、住宅扶助費が61,692千円となっています。

(参照資料編 表41)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

平成25年度において、稼働能力のある被保護者に対する就労支援、及び、長期

に入院している被保護者で病状が安定していて受入条件を整えば退院可能な者について退院に向けた取り組みを行いました。その実施状況は次のとおりとなっています。

- 福島県生活保護就労自立促進事業
支援人数 80人
就労開始人数 延べ26人
・うち就労開始に伴う廃止世帯9世帯（保護辞退を含む）
- 福島県長期入院患者退院促進事業
退院人数 1人

VI 誰もが安全で安心できる生活の確保

VI-1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

1 おもいやり駐車場利用制度推進事業

(根拠) おもいやり駐車場利用制度実施要綱

スーパー、病院、公共施設などには、歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦などが車を停めるためのスペース（車いすマークのある駐車場）が設置されていますが、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、「必要としている方が必要としている時に」利用できない場合が多くあります。

この「おもいやり駐車場利用制度」は、福島県がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場を利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的として、平成21年7月1日から実施しています。

ア 利用証交付数(平成26年3月31日現在)

県南 1,578件

イ 利用制度協力施設(平成26年3月31日現在)

県南 53施設

2 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表42)

VI-2) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上

1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係施設等の衛生指導

東日本大震災による施設被害の復旧がおおむね終了し、通常営業に戻った施設が多くなりましたが、旅館等、県外利用者の多い施設では風評被害により利用者が減少しているため、利用状況を勘案しながら指導を行いました。(参照資料編 表43)

■市町村別環境衛生関係営業施設数

平成26年3月31日現在

市町村	旅館業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白河市	8	30	5		4		19	96	136	12	38	348	
西郷村	8	15	5				11	23	24	2	5	93	
泉崎村	1	2	1		1		1	7	8		3	24	
中島村			1				1	7	6	1	2	18	
矢吹町	2	8	2	1	1		7	28	40	3	12	104	
小計	19	55	14	1	6	0	39	161	214	18	60	587	
棚倉町	4	13	2		1		7	26	39	2	16	110	
矢祭町		5	5				1	7	11	1	3	33	
塙町	1	9	1				2	15	24	5	9	66	
鮫川村		3	11				3	6	4		2	29	
小計	5	30	19	0	1	0	13	54	78	8	30	238	
合計	24	85	33	1	7	0	52	215	292	26	90	825	
年度別施設数	24年度	26	87	25	1	7	0	51	217	288	27	92	821
	23年度	25	92	26	1	7	0	52	217	287	28	98	833
	22年度	26	97	26	1	7	0	53	217	282	31	98	838
	21年度	26	99	27	1	7	0	54	219	282	31	97	843
	20年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	公的泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業	2	1	9	11							1	24
旅館営業	2	3	1	2	20	4	51	1			1	85
簡易宿所営業	(通年)	1	1				9	1	1	12		25
	(季節)						2		6			8

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	むし風呂	サウナ風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	3	1	4	1	11	12	2	18	52

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
26	2	2	0	0	90	116

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理容所			美容所			クリーニング所		
理容師数	その他	小計	美容師数	その他	小計	クリーニング師数	その他	小計
425	4	429	479	8	487	36	262	298

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成26年3月31日現在

市町村	火葬場	墓地・納骨堂	特定建築物	建築物環境衛生登録業	コインランドリー	無店舗取次店	一般プール	温泉		合計	
								源泉	利用施設		
白河市	注		24	6	15	1	7	7	7	67	
西郷村		57	8		1		3	29	21	119	
泉崎村		10		1			1	3	1	16	
中島村		13			2			1	2	18	
矢吹町	1	49	6		3		1	8	8	76	
小計	1	129	38	7	21	1	12	48	39	296	
棚倉町	1	91	4	1	3		2	2	3	107	
矢祭町		69	1		1		1	2	3	77	
塙町		89	1	2	1		1	10	8	112	
鮫川村		48					1	5	3	57	
小計	1	297	6	3	5		5	19	17	353	
合計	2	426	44	10	26	1	17	67	56	649	
施設数	24年度	2	427	44	10	25	1	18	67	56	650
	23年度	2	426	44	10	23	1	19	68	60	653
	22年度	3	603	43	11	22	1	19	68	59	829
	21年度	3	603	42	10	22		18	67	60	825
	20年度	3	601	42	10	20		19	65	60	820

注) 平成23年4月1日より白河市に権限移譲

ア 火葬場等施設の内訳(白河市を除く)

火葬場			墓 地					納骨堂		
公営	その他	小計	公営	法人	共同	個人	小計	公営	法人	小計
2		2	295	81	30	20	426		3	3

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務所(再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)		(2)	(1)	(1)	(13)
	4	14	6	1	2	11	7	44
管理技術者選任数	4	14	6	1	2	11	7	44

() 内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物清掃業	空気環境測定業	空調ダクト清掃業	飲料水水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等防除業	環境衛生一般管理業	総合管理業	計
2				7	1				10

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
13	4	17

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備考 (基準値)
	不検出	検出	
15	7	8	10CFU/100ml 未満

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

■フードスタンプ検査結果

	理 容 所				美 容 所			
	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出
カミソリ	21	11	12	8	2	1	—	1
はさみ	18	3	5	10	11	2	2	7
くし	24	11	11	9	11	3	5	6
ヒゲブラシ	16	5	13	3	—	—	—	—
その他	7	3	3	4	6	1	2	4

3 家庭用品安全対策試買検査事業

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

■家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のものを除く)	水酸化カリウム 又は水酸化ナトリウム	計
検体数	5	4	2	11
不適数	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業

住民からの害虫等の同定、駆除に関する相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

■ねずみ・衛生害虫の相談状況

	アタマジラミ	ハチ	ダニ	その他	合計
苦情・相談数	1	2	2	8	13
被害者数	3	0	0	3	6

5 衛生講習会の事業

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合等からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

■衛生講習会実施状況

区 分	主 催 者	回 数	受講者数 (人)
理容師衛生消毒講習会 (矢吹)	理容組合矢吹支部	1	24
理容師衛生消毒講習会 (東白川)	理容組合東白川支部	1	20
理容師衛生消毒講習会 (白河)	理容組合白河支部	1	44
美容師衛生消毒講習会 (矢吹)	県南保健所	1	16
美容師衛生消毒講習会 (東白川)	県南保健所	1	28
美容師衛生消毒講習会 (白河)	県南保健所	1	61
グリーンツーリズム講習会	県南農林事務所	1	27
計		7	220

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

■温泉源泉数及び監視指導状況

平成26年3月31日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	総湧出量(1/分)		監視指導 実源泉数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		自噴	動力	
7	26	6	29	68	227	4,672	5

■温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 実施施設数
浴用	飲用		
56	1 ※	56	36

※浴用施設の中の再掲

VI-3) 安全な水の安定的な供給

1 水道施設等の整備に関する指導事業

(根拠) 水道法

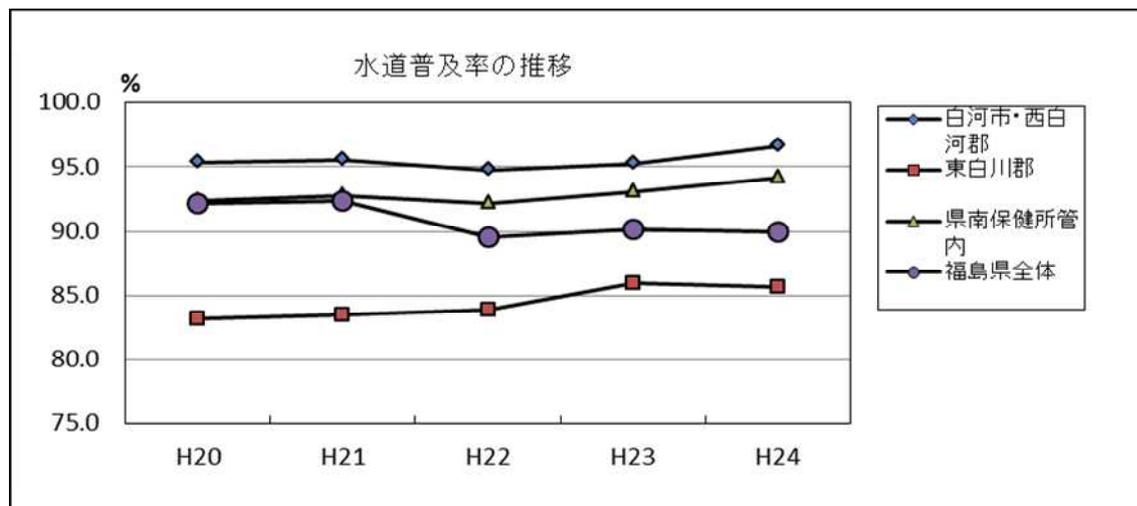
平成24年度末現在の管内の水道普及率は94.1%と県平均90.0%よりわずかに高くなっていますが、3町村においては投資効率の観点等から普及率が伸びておりません。

安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H25. 3. 31 現在)

市町村	行政区域 内総人口	給水人口	水道普及率 (%)	年度末水道普及率 (%)			
				23年度	22年度	21年度	20年度
白河市	62,992	60,936	96.7%	96.9	96.6	97.5	97.4
西郷村	19,811	19,577	98.8%	98.4	96.6	96.7	95.2
泉崎村	6,593	5,574	84.5%	84.3	84.2	87.0	87.0
中島村	5,032	4,725	93.9%	94.0	93.4	95.8	95.9
矢吹町	17,981	17,850	99.3%	90.1	90.2	90.3	90.7
小計	112,409	108,662	96.7%	95.2	94.7	95.5	95.3
棚倉町	14,560	14,202	97.5%	97.5	97.7	97.5	97.2
矢祭町	6,089	5,493	90.2%	93.5	90.5	89.7	90.0
塙町	9,478	7,525	79.4%	79.5	78.5	78.3	78.0
鮫川村	3,751	1,818	48.5%	46.1	34.5	33.6	31.6
小計	33,878	29,038	85.7%	86.0	83.9	83.5	83.2
合計	146,287	137,700	94.1%	93.0	92.2	92.7	92.4
福島県	1,949,595	1,754,211	90.0%	90.2	89.6	92.4	92.2



2 水道施設等の衛生指導事業（放射性物質のモニタリング検査）

放射性物質に関する研修会や水道施設の維持管理の業務委託に関する研修会等を行い、飲料水の安全性の確保と安定した供給について指導しました。

また、放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。

さらに、水道法及び福島県給水施設等条例に基づき、水道施設等の立入検査を行い、維持管理状況を把握するとともに衛生管理についても指導しました。

(参照資料編 表 44)

VI-4) 食品等の安全性の確保

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」及び「ふくしま食の安全安心対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成25年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、加工食品等の放射性物質検査を実施し、食品の安全性を確保しました。
 さらに、食品関係事業者や消費者を対象とした衛生講習会、小中学校の児童・生徒を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

1 食品営業許可施設等の監視指導事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品営業施設の許可状況

平成25年度末現在の食品営業許可施設数は3,309施設で、このうち飲食店営業が1,586施設と全体の約48%を占めており、次いで乳類販売業、喫茶店営業の順となっています。

また、営業許可を要しない施設数は3,467施設で、このうち菓子販売業が1,590施設と全体の約46%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。(参照資料編 表45, 46)

(2) 食品関係施設の監視・指導状況

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成25年度における監視指導総数は2,698件で、その内許可施設の延べ監視件数は1,822件、許可を要しない施設の延べ監視件数は876件となっています。

(参照資料編 表45, 46)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査やフードスタンプによる細菌検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

■ 拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	1	5	腸炎ビブリオ最確数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

■ フードスタンプ検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場(魚介類せり売業)	1	5	大腸菌群・大腸菌群

2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品等の収去検査等

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生確保の指導を行うこととしています。(参照資料編 表47)

■食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	放射性物質収去	安全対策収去
魚介類	6	4		2
冷凍食品	6	2	2	2
肉卵類加工品	45	7	35	3
アイスクリーム類	10	3	7	
穀類・その加工品	62	15	45	2
野菜果物・その加工品	350	13	319	18
菓子類	247	16	231	
清涼飲料水	10	4	6	
その他の食品	156	38	117	1
合計	892	102	762	28
検査目的		病原性微生物・ 食品の成分規格 ・食品添加物等	放射性物質	残留農薬・貝毒 ・抗生物質等

■食品安全対策買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	1	動物用医薬品
合計	1	

(2) 食品衛生思想の普及啓発

ア 衛生教育

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品業者等からの依頼に対しては、講師を派遣して衛生講習会（出前講座）を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小中学校の児童・生徒を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を106回開催し、受講者は3,845名で出前講座は38回、受講者は1,318名でした。

■衛生教育講習実施状況 単位：回又は人

区分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	28	970
食品衛生責任者養成講習会	5	178
食品衛生責任者再教育講習会	11	150
集団給食施設関係者講習会	5	188
消費者等食品衛生講習会	5	160
小学校の食品衛生教室	52	2,199
計	106	3,845

■出前講座（再掲）

区分	実施回数	受講者数
業者等	33	1,158
消費者等	5	160
計	38	1,318

イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（8月）には、管内の量販店の店頭で消費者等に食品衛生に関するチラシを配布し、食品衛生思想の普及啓発を行いました。

また、子供たちに「食の安全・安心」についての関心と理解を深めてもらうため、「食の安全教室夏期講座」を開催しました。

■街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月7日	ヨークベニマル棚倉店	県南食品衛生協会等 7名、保健所6名
8月8日	ベイシア白河モール店	県南食品衛生協会等 7名、保健所4名

■食の安全教室夏期講座

月 日	場 所	参 加 者
8月1日	春雪さぶーる株式会社 サガミハム白河工場 (白河市白坂牛清水105番地)	小学生児童：12名 保護者(引率者)：11名 工場関係者：7名 食品関係団体：3名 行政機関(保健所)：3名

(3) 『食品安全110番』の状況

消費者の食品の安全性に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置し、住民からの苦情、相談等を受け付けるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応し、食に対する不安の払拭に努めました。

苦情・相談の件数は4件でした。

(4) 食中毒の発生状況

平成25年度は、管内において食中毒事故は発生していません。

■管内の食中毒の発生件数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
発生件数	1	1	2	3	1

(5) 調理師・製菓衛生師試験

■管内受験者の状況

	受験者数	合格者数	合格 率
調理師試験	65	49	75.4%
製菓衛生師試験	4	2	50.0%

VI-5) 人と動物の調和ある共生

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物の譲渡事業や飼い犬等のしつけ方教室を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

1 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業

(根拠) 狂犬病予防法

平成25年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表のとおりです。

■畜犬登録及び狂犬病予防注射実施頭数

平成26年3月31日現在

市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,030	264	433	2,955	73.3%
西郷村	1,265	74	141	950	75.1%
泉崎村	584	24	38	345	59.1%
中島村	464	26	41	279	60.1%
矢吹町	1,395	87	0	825	59.1%
棚倉町	825	56	96	666	80.7%
矢祭町	477	20	42	411	86.2%
塙町	679	39	59	475	70.0%
鮫川村	472	6	16	254	53.8%
合計	10,191	596	866	7,160	70.3%

(参照資料編 表48)

2 犬による危害防止、適正飼養指導事業

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成25年度の犬に関する不適正飼養等の苦情件数は139件で、近年、減少する傾向にあります。主な内容は、迷い犬・放し飼い・放浪犬・鳴き声などによるもので、全体の約88% (123件)を占めています。

■犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜・田畑等の被害
件数	14	4	47	51	4	0
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	1	1	11	1	5	139

(参照資料編 表49,50)

3 飼い犬等のしつけ方教室事業

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを習得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の2部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

区分	回数	受講者数
学科	4	21名
実技	4	27名

4 動物の譲渡事業

(根拠) 犬及びねこの譲渡要領

動物の命を尊び、いたずらにその命を奪うことがないように、保健所に収容された抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。また、譲渡に当たり、動物愛護思想と適正飼養の知識と技術の普及を図りました。

■譲渡の内訳

成犬	25頭
子犬	1頭
成猫	2頭
子猫	3頭

5 動物取扱業者指導事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺的生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

■動物取扱業施設監視件数 平成26年3月31日現在

業態	販売	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	15	19	1		2	37
監視数	17	10	1		3	31

主な取扱動物等：<販売>犬、猫、ウサギ、ハムスター、インコ、カメ
<保管>犬、猫
<展示>馬、ポニー、山羊、ウサギ

6 東日本大震災被災動物救護活動支援事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

原子力災害対策特別措置法

食品生活衛生課を通じて要請があった場合には、次のような業務を行うこととしております。

- ア 福島県動物救護本部が管理する被災動物収容施設の動物管理支援業務
- イ 警戒区域内の被災動物保護業務

VI-6) 健康危機管理体制の強化

VI-6) -ア 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 災害時用の医療資機材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資機材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に対し医薬品を提供できる体制を整備しています。